

令和 6 年 10 月 2 日から  
令和 6 年 10 月 3 日まで

令和 5 年度標茶町各会計  
決算審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

## 令和5年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録目次

### 第 1 号 (10月2日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
認定第1号 令和5年度標茶町一般会計決算認定について	5
認定第2号 令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	5
認定第3号 令和5年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	5
認定第4号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	5
認定第5号 令和5年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	5
認定第6号 令和5年度標茶町簡易水道事業会計決算認定について	5
認定第7号 令和5年度標茶町病院事業会計決算認定について	5
認定第8号 令和5年度標茶町上水道事業会計決算認定について	5
決算審査意見書補足説明について	35
内容質疑	42
散会の宣告	53

### 第 2 号 (10月3日)

開議の宣告	57
付議事件	
認定第1号 令和5年度標茶町一般会計決算認定について	57
認定第2号 令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	57
認定第3号 令和5年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	57
認定第4号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	57
認定第5号 令和5年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	57
認定第6号 令和5年度標茶町簡易水道事業会計決算認定について	57
認定第7号 令和5年度標茶町病院事業会計決算認定について	57
認定第8号 令和5年度標茶町上水道事業会計決算認定について	57
内容質疑	57
総括質疑	
長尾式宮君	57

松 下 哲 也 君 .....	58
類 瀬 光 信 君 .....	62
櫻 井 一 隆 君 .....	69
黒 沼 俊 幸 君 .....	75
鴻 池 智 子 君 .....	79
閉会の宣告 .....	82

## 令和5年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

### ○議事日程（第1号）

令和6年10月2日（水曜日） 午前9時55分 開会

### 付議事件

- 認定第 1号 令和5年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 令和5年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 令和5年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計決算
- 認定第 7号 令和5年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 8号 令和5年度標茶町上水道事業会計決算

### ○出席委員（10名）

委員長 本多耕平君	副委員長 鴻池智子君
委員 深見迪君	委員 櫻井一隆君
〃 齊藤昇一君	〃 黒沼俊幸君
〃 長尾式宮君	〃 松下哲也君
〃 渡邊定之君	〃 類瀬光信君

### ○欠席委員（0名）

なし

### ○その他の出席者

議長 菊地誠道君

### ○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	長野大介君
企画財政課長	齊藤正行君
税務課長	石黒敬一郎君
管理課長	山崎浩樹君

農林課長兼	村山 尚君
農委事務局長	
住民課長	村山 新一君
保健福祉課長	浅野 隆生君
建設課長	富原 稔君
観光商工課長	三船 英之君
水道課長	油谷 岳人君
育成牧場長	若松 務君
病院事務長	伊藤 順司君
やすらぎ園長	穂刈 武人君
教育長	青木 悟君
教委管理課長	神谷 学君
指導室長	富樫 慎也君
社会教育課長兼	菊地 将司君
中央公民館長	
監査委員	佐々木 幹彦君
監査委員	鈴木 裕美君
監査事務局長	齋藤 和伸君
会計管理者兼	齊藤 真希君
出納室長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤 和伸君
議事係長	熊谷 翔太君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから令和5年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

(午前 9時55分開会)

◎委員長の互選

○議長（菊地誠道君） 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼君が年長委員でありますので、黒沼君に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時58分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員10名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま類瀬君から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、類瀬君からの指名推選に決定いたしました。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 委員長には本多委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま類瀬君から、委員長に本多委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には本多君が当選しました。  
休憩いたします。

休憩 午前 9時59分  
再開 午前 9時59分

(委員長 本多耕平委員長席に着く)

◎副委員長の互選

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（本多耕平君） ただいま類瀬委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、類瀬委員からの指名推選に決定いたしました。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 副委員長には鴻池委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（本多耕平君） ただいま類瀬委員から、副委員長に鴻池委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には鴻池委員が当選しました。

休憩いたします。

休憩 午前10時01分  
再開 午前10時02分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○委員長（本多耕平君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

認定8案について説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 初めに、認定第1号から第6号までの令和5年度標茶町一般会計と5特別会計の決算概要についてご説明いたします。

令和5年は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、また、高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、国内経済は前向きな動きが見られました。

一方、ロシアのウクライナ侵攻や国際情勢などによる原材料価格の上昇や円安による輸入物価の上昇は、国内物価を上昇させ、賃上げ上昇は、物価上昇に追いついてはいないなど、依然として家計、企業の活動に影響を与えております。

本町におきましても、生活に直結する食品、エネルギーを中心に物価上昇が地域経済や事業活動に大きな影響を受けていることから、町民の生活や経済を支えるため、様々な支援策を講じてきたところでございます。

次に、財政を取り巻く状況でございますが、ご案内のとおり、本町財政における歳入構造は国、道への依存が引き続き顕著であり、その依存財源の主であります地方交付税は、令和5年度は対前年比0.99%の増、額で4,887万8,000円の微増となったものの、今後の推移については極めて厳しい地方財政状況を踏まえると、不確定要素含みとなっております。

歳出におきましては、物件費や補助費の増嵩、他会計への繰り出し、山積する行政課題など、また、令和5年度は、前段で申し上げた物価上昇を含め、総じて本町財政は予断を許さない状況にあります。このようなことから、将来に向けた持続可能な健全で安定した財政経営を目指し、引き続いての行財政改革を推し進め、民間力の活用や「ムダ・ムリ・ムラ」を省く取組等を行ってまいりました。

それぞれの決算数値等の詳細につきましては、後ほど資料によりご説明申し上げますが、一般会計の歳入決算額は125億6,303万9,302円、歳出決算額は123億7,225万6,215円、歳入歳出差引き1億9,078万3,087円で決算を終えました。

なお、歳入のうち町税につきましては、課税客体の的確な捕捉、収納対策の積極的な取組を納税者皆様の理解を求めながら対応してまいりました。現年、滞納繰越しを合わせた収納率は94.5%、対前年比0.4ポイントの減となりました。

歳出につきましては、当初予算可決後、16回の補正予算のご審議をいただき、施策の具体化を図ってまいりました。令和5年度の主要財政指標につきましては、財政力指数が0.227、対前年比0.003ポイントの減、経常収支比率は91.8%、対前年度比0.1ポイントの増となっております。実質公債費比率につきましては9.2%、0.1ポイントの増、将来負担比率は56.4%、10.1ポイントの増となっております。後ほど詳細の報告をさせていただきますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4比率につきましては、全て早期健全化基準以下となっております。

それでは、認定第1号から第6号に關わる決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、健全化判断比率報告書及び認定第3号、第6号、第7号、第8号に關わる資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。

標茶町決算資料1ページをお開き願います。

各会計歳入歳出決算総括表でございますが、一般会計の歳入決算額125億6,303万9,302円、歳出決算額は123億7,225万6,215円、歳入歳出差引き1億9,078万3,087円となりました。

国民健康保険事業事業勘定特別会計は、歳入決算額10億8,209万7,464円、歳出決算額10億8,001万4,811円、差引き額は208万2,653円となりました。

下水道事業特別会計は、歳入決算額4億3,321万7,570円、歳出決算額は4億42万1,088円、差引き額は3,279万6,482円となりました。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、初めに保険事業勘定につきましては、歳入決算額8億8,898万8,209円、歳出決算額は8億1,601万2,360円で、差引き額は7,297万5,849円となり、サービス事業勘定では歳入決算額5億3,986万2,305円、歳出決算額は5億3,986万207円で、差引き額は2,098円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額1億3,087万7,056円、歳出決算額は1億3,025万4,608円で、差引き額は62万2,448円となりました。

簡易水道事業特別会計でございますが、歳入決算額は2億4,304万8円、歳出決算額は2億167万3,407円で、差引き額は4,136万6,601円となりました。

一般会計と5特別会計の合計では、歳入決算額158億8,112万1,914円で、歳出決算額は155億4,049万2,696円、差引き額は3億4,062万9,218円となりました。

令和4年度の歳出決算額と比較しますと、15億2,629万252円の減、率にして8.9%の減となりました。

次に、2ページをお開きください。

一般会計歳入決算内訳でございますが、1款町税から21款町債までの合計では、調定額は128億9,844万1,555円で、収入済額は125億6,303万9,302円となり、不納欠損額は48万1,122円、収入未済額は3億3,492万1,131円で、収納率は97.4%となりました。財源区分につきましては、自主財源の比率が38.2%と対前年度比4.3ポイント高くなっています。

次に、3ページの一般会計歳出決算内訳でございますが、1款議会費から15款予備費までの合計は、最終予算額127億1,307万1,000円に対して、支出済額は123億7,225万6,215円で、翌年度繰越額2億1,572万1,000円、不用額は1億2,509万3,785円で、執行率は97.3%でございます。

次に、4ページをお開きください。

一般会計歳出性質別決算内訳でございますが、決算額につきましては主なものについて申し上げます。

人件費につきましては、決算額19億460万7,000円で、対前年度比2,204万5,000円の減、率では1.1%の減となりました。

物件費では、決算額17億4,015万7,000円で、対前年度比1,297万9,000円の増、率では0.8%の増となりました。

扶助費は、決算額6億3,464万円で、前年度対比1,673万2,000円の増、率では2.7%の増となりました。

補助費等は、決算額22億2,476万8,000円で、前年度対比3億3,558万3,000円の増、率では17.8%の増となりました。

普通建設事業費は、決算額20億9,123万円で、前年度対比18億6,074万6,000円の減、率では47.1%の減となりました。

公債費は、決算額11億9,648万7,000円で、前年度対比3,807万7,000円の減、率では3.1%の減となりました。

積立金は、決算額11億429万5,000円で、前年度対比5,682万7,000円の増、率では5.4%の増となりました。

繰出金は、決算額9億911万円で、前年度対比3,542万4,000円の増、率では4.1%の増となりました。

続いて、5ページから7ページにつきましては、ただいま説明した歳入及び歳出の性質別であり、令和元年度を基準とした趨勢比較となっておりますが、説明については省略させていただきます。

続いて、8ページをご覧ください。

次に、国民健康保険事業事業勘定特別会計歳入歳出決算についてでございますが、歳入は、1款国民健康保険税、調定額は2億9,109万3,078円、収入済額は2億7,498万5,493円、不納欠損額が37万1,300円、収入未済額は1,573万6,285円で、収納率は94.5%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額10億9,820万5,049円、収入済額は10億8,209万7,464円で、不納欠損額37万1,300円、収入未済額は1,573万6,285円で、収納率は98.5%となりました。

歳出につきましては、2款保険給付費が、最終予算額7億1,657万5,000円に対して、支出済額は6億4,925万7,309円で、執行率は90.6%となりました。

1款総務費から10款の予備費までの合計で、最終予算額11億5,615万8,000円に対し、支出済額は10億8,001万4,811円、不用額は7,614万3,189円で、執行率は93.4%となりました。

次に、9ページの下水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入、1款分担金及び負担金は、調定額66万9,160円、収入済額は50万7,760円で、不納欠損額14万5,000円、収入未済額は1万6,400円、収納率は75.9%となりました。

2款使用料及び手数料は、調定額8,383万7,998円、収入済額は7,907万8,610円で、収入未済額は475万9,388円、収納率は94.3%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額4億3,813万8,358円、収入済額は4億3,321万7,570円で、不納欠損額14万5,000円、収入未済額は477万5,788円で、収納率は98.9%となりました。

歳出は、1款総務費から5款予備費までの合計で、最終予算額4億3,187万3,000円に対して、支出済額は4億42万1,088円、不用額は3,145万1,912円で、執行率は92.7%となりました。

続いて、10ページをお開きください。

介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算でございますが、歳入、1款保険料は、調定額1億6,653万3,910円、収入済額は1億6,280万4,500円、収入未済額は372万9,410円で、収納率は97.8%となりました。

以下、合計で、調定額8億9,271万7,619円、収入済額は8億8,898万8,209円、収入未済額は372万9,410円で、収納率は99.6%となりました。

歳出は、2款保険給付費で、最終予算額7億1,946万3,000円に対して、支出済額は6億7,600万19円で、執行率は94%となりました。

1款総務費から7款予備費までの合計では、最終予算額8億7,957万9,000円に対し、支出済額は8億1,601万2,360円、不用額は6,356万6,640円で、執行率は92.8%となりました。

続いて、11ページ、サービス事業勘定では、歳入、1款サービス収入は、調定額2億7,805万9,908円、収入済額は2億7,700万1,078円で、収入未済額は105万8,830円で、収納率は99.6%となりました。

以下、合計で、調定額5億4,092万1,135円、収入済額は5億3,986万2,305円で、収入未済額は105万8,830円で、収納率は99.8%となりました。

歳出は、1款サービス事業費から3款予備費までの合計で、最終予算額6億660万8,000円に対して、支出済額は5億3,986万207円、不用額は6,674万7,793円で、執行率は89.0%となりました。

続いて、12ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入の1款後期高齢者医療保険料は、調定額9,411万380円、収入済額は9,402万6,080円で、不納欠損額1万4,400円、収入未済額は6万9,900円で、収納率は99.9%となりました。

以下、合計で、調定額1億3,096万1,356円、収入済額は1億3,087万7,056円、不納欠損額1万4,400円、収入未済額は6万9,900円で、収納率は99.9%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で、最終予算額1億3,309万3,000円に対し、支出済額は1億3,025万4,608円、不用額は283万8,392円で、執行率は97.9%となりました。

次に、13ページ、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入、2款使用料及び手数料は、調定額1億603万1,190円、収入済額は1億497万5,730円で、収入未済額は105万5,460円、収納率は99.0%となりました。

以下、合計で、調定額2億4,409万5,468円、収入済額は2億4,304万8円で、収入未済額は105万5,460円で、収納率は99.6%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で、最終予算額2億3,474万7,000円に対し、支出済額は2億167万3,407円、不用額は3,307万3,593円で、執行率は85.9%となりました。

次に、14ページ、引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費でございますが、合計で申し上げますが、経費22億4,496万5,000円、財源内訳の一般財源16億4,439万5,000円のうち、引上げ分の地方消費税交付金は1億960万4,000円となってございます。

以上で、令和5年度決算資料についての説明を終わります。

続いて、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についてご説明申し上げます。

初めに、産業の振興についてですが、酪農の主要な指標である生乳生産量は、コロナ禍による飲用乳需要の低迷などを受け、令和5年においては前年比95.2%、16万9,528トンとなりました。

依然として続くこれらの厳しい情勢を受け、標茶町オリジナルの「牛乳応援券」の配布による消費拡大や、道の自給飼料生産支援、酪農対策事業に上乗せする支援などの対策を実施してまいりました。

飼料価格につきましては、草地更新を行った場合に支援を行う標茶町酪農再興事業に草地植生改善に関わる新たなメニューを加え、生産基盤強化に向けた対策をJAしべちゃと連携し、実施してまいりました。

農業研修センター「しべちゃ農楽校」では、就農希望者夫婦3組・単身1名、短期酪農体験者40名を受け入れるなど、農業の担い手育成の拠点化を図りました。

環境や景観等に配慮した営農が重要であり、標茶町エコヴィレッジ推進協議会を軸に関係機関と連携しながら、家畜排せつ物の適正管理を目的としたバイオガスプラントの事業モデルを検討するとともに、乳牛・和牛の改良、乳質向上の取組に関わる支援を継続してまいりました。

令和5年度は、釧路管内全体で牛サルモネラ症が多発したことから、標茶町家畜自衛防疫連絡協議会を軸に、関係機関と連絡して農場における消毒作業協力や消石灰配付を実施いたしました。

日本型直接支払制度については、中山間地域等直接支払交付金に関わる取組として、307の個人、法人等が標茶町標茶集落への集落協定に参加し、協定農地面積は2万3,715ヘクタール、交付金額は2億9,597万円となり、耕作放棄地の発生抑止等の効果を上げております。同じく多面的機能支払交付金に係る取組として、43の個人等が参加し、管理農地面積は1,613ヘクタール、交付金額は355万円となり、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に効果を上げているところでございます。

標茶町育成牧場は、中長期計画に基づき、計画的な作業機械の更新や草地及び施設の整備を行いました。預託牛の健康及び繁殖成績の向上を図り、牧場利用者から信頼される飼養衛生管理に努めてまいりました。

林業の振興につきましては、町有林の計画的整備に加え、植生箇所にエゾシカ侵入防止柵を整備し、私有林の造林事業では、豊かな森づくり推進事業を活用し、伐採後の確実な植栽を推進してまいりました。

また、森林環境譲与税を活用し、既設林道の維持補修や、私有林における植栽後的人工林の適切な施業等を実施する事業に対しての支援などに努めてまいりました。

エゾシカ対策につきましては、2,583頭捕獲し、狩猟免許の取得促進や、獣友会標茶支部の活動環境の向上を図りました。

令和元年7月から相次いだヒグマによる家畜被害につきましては、令和5年7月30日に問題個体が捕獲されました。全道的にヒグマによる農林業被害や人身事故が相次いで発生していることから、北海道をはじめとする関係機関と連携し、被害防止に向けた取組を引き続き行ってまいります。

水産業の振興につきましては、ワカサギふ化放流事業への助成を行い、事業の安定化に努めました。

商工業の振興につきましては、中小企業者の金融の円滑化に努め、コロナ禍における事業者支援として貸付資金及びセーフティーネット保証制度利用者に対する「利子補給・保証料補助」の継続実施、全町民を対象に「町内共通お買い物券」の配布を実施しました。

また、「しべちゃフェア」への運営支援、「大ほっかいどう祭」に参加し、特産品の販売をするなど、本町のPRを行いました。

さらに、商工会の支援を行い、「プレミアム付きお買い物券」発行への支援を行いました。また、「特産品開発支援事業」を新たに創設し、特産品開発事業者の取組を支援し、引き続き「GOGOチャレンジショップ支援事業」を実施しました。

労働者対策としまして、冬期雇用対策、生活資金の貸付け、林業労働者への検診費用の助成を行いました。

観光の振興につきましては、「食と観光おもてなしフェア」を札幌で開催、観光列車「くしろ湿原ノロッコ号」「SL冬の湿原号」「東急 THE ROYAL EXPRESS」及び「HOKKAIDO LOVE! ひとめぐり号」でのおもてなしを実施しました。また、地域おこし協力隊により情報発信を積極的に展開、各種雑誌・ガイドブック・ウェブサイト等への観光情報の提供など、各観光施設の適切な維持管理に努めました。

また、コッタロ湿原展望台のトイレのソーラー発電設備の改修工事を実施しました。

釧路湿原かや沼観光宿泊施設につきましては、施設周辺の環境整備工事、新設排水路の設置工事を進めるとともに、施設の管理運営を担っていただく指定管理者と開業に向けた準備を進めました。

次に、生活環境の整備についてでございますが、「安心して暮らせるまち」のために、地域要望や計画の優先度に意を配しながら、社会資本の整備に努めてまいりました。

町道につきましては、町内各地域において維持・修繕工事、道路改良舗装工事を実施し、令和5年度末の道路状況は508路線729キロで、改良延長406キロ、舗装延長385キロとなり、改良率は前年度比0.1ポイント増の55.7%、舗装率は0.2ポイント増の52.8%となりました。冬期間の道路維持につきましては、481路線519キロを町有車両及び委託業者18社により実施し、交通の確保に努めました。また、歩車道路面の凍結対策やスベリ止め対策に努めました。

都市公園につきましては、点検に努め、老朽化した駒ヶ丘公園バーベキューhausかたらいの家の改修工事を実施しました。

公営住宅につきましては、桜団地1棟13戸の改修、虹別団地1棟2戸の改修工事を実施しました。

建築行政につきましては、建築に関する相談についても対応し、「標茶町マイホーム応援事業」を実施し、住環境整備と地域経済の活性化に取り組みました。

上水道事業、簡易水道事業につきましては、老朽管や計装機器の更新などを実施しました。今後も安全で安心な水の安定的な供給に向け、施設の維持管理に努めてまいります。

下水道事業につきましては、雨水函渠改築更新工事などを行い、今後も計画に沿った更新や改修等を行ってまいります。

高度情報化につきましては、スマート教室の開催及びWi-Fi機器購入補助を実施しました。

地球温暖化防止対策として、照明器具のLED化に取り組み、改築を計画しているみどり保育園での地中熱活用を検討してまいりました。

次に、保健福祉の充実と生活安定の確保についてでございます。

社会保障を取り巻く環境が目まぐるしく変化し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各種保健福祉計画の着実な推進と保健・福祉・医療の連携強化、また、関係機関などとも連携を図り、施策を推進してまいりました。

高齢者福祉につきましては、「みんなで支えあう健やかなまち」の理念の下、各種事業を円滑に進めるとともに、高齢者福祉の充実に努めました。

介護保険事業につきましても、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実施に努め、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定を行いました。また、介護予防を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療・介護連携の推進、認知症初期集中支援事業の取組を継続するとともに、ふれあいカフェを継続してまいりました。

障がい者福祉につきましては、障がい者虐待の未然防止や早期発見に向けた支援体制の構築、障がい者が安心して暮らすことのできる地域社会の充実を図るべく、第3期障がい者計画を基本に第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の着実な実施に努めるとともに、第1期地域福祉計画、第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定を行いました。また、特別支援学校へ通う児童生徒の保護者に対し、送迎費用の助成を継続してまいりました。

児童福祉につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画の着実な実施に努め、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に着手し、ゼロ歳児保育を継続し、学校と保育園・幼稚園の連携を図りながら、郷土愛を深め愛着を持てるよう地場産品を使用した「ふるさと給食」を継続、また、へき地保育所2か所に副食提供を継続するなど、保育内容の充実に努めました。学童保育所への支援や、児童館、子育て支援センター、子ども発達支援センターを運営し、子育て環境の充実に努めました。また、3歳未満の子供に対する保育料無料化を継続し、子育て応援チケットの贈呈、医療費の無料化を継続、木育記念品としてフォトフレームの贈呈を開始し、子育て支援の拡充を行いました。この町で子供を産み、育てたいと願う夫婦の不妊治療に関わる助成事業を継続し、産前産後サポートや産後ケア事業を継続し、伴走型相談支援事業及び出産・子育て応援給付金などの一体的な事業を実施し、支援の充実に努めてまいりました。

住民の健康増進につきましては、脳ドック検診費用の一部助成、国保人間ドック、総合住民健診を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努め、歯周疾患の早期発見と口腔保健意識の向上を図るため歯周病検診を実施するなど、健康増進事業の展開を図りました。

新型コロナウイルス感染症対策としては、情報提供に努め、国、道からの情報を周知するなど、感染拡大防止に取り組んでまいりました。

新型コロナウイルスワクチン予防接種につきましては、体制を継続し、集団接種を行うとともに、一部個別接種での対応を行ってまいりました。

また、その他の感染症予防対策としては、高齢者のワクチン接種の助成や大学生までのインフルエンザワクチン接種費の助成を継続しました。

高齢者の介護予防につきましては、介護予防教室を地域ごとに開催し、また、健康まつりを開催いたしました。

町立病院につきましては、患者の立場に立った医療サービスの向上に努め、感染症予防対策に積極的に関わってまいりました。また、老朽化した機械・器具等の更新を行いました。

産業廃棄物につきましては、さらなる減量化・資源化を目指し、廃棄物焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設、第2期最終処分場の適正な管理、運用に努めました。

また、生活環境につきましては、合併処理浄化槽整備事業により9基の合併処理浄化槽が設置され、また、自然の番人宣言での活動を通じ、廃棄物の不法投棄、ポイ捨ての根絶に向けた啓蒙、清掃活動を実施いたしました。

しべちゃ斎場の管理運営につきましては、質の高いサービスの提供に努め、標茶霊園は環境美化と適正な管理に努めました。また、標茶町合葬墓を建立し、令和5年11月に供用開始いたしました。

安心・安全な暮らしの施策の一環として、防災井戸及び防災無線の保守点検を行い、いざというときへの備えを行いました。また、阿歴内地域での新たな防災井戸を確保すべく、水源調査を実施いたしました。公共施設の耐震化につきましては、「標茶町耐震改修計画」を改訂し、支援拡充の検討を行い、新年度から適用することといたしました。また、

公共施設の耐震化につきましては、耐震化を終えていない標茶町役場、標茶町教育委員会につきましては、引き続き改修方法を検討していきます。

災害時の備えとして、防災備蓄品の充実に努め、情報伝達として、携帯電話のメールサービス、戸別受信機の配付に努めてまいりました。

交通安全運動につきましては、関係機関をはじめ、町内会、地域会等と連携を図りながら進め、「安全で安心なまちづくり」を目指し、各種防犯活動や犯罪防止に取り組みました。

次に、教育の振興でございますが、教育の振興につきましては、学校・保護者・行政が一丸となって子供たちの学びの保障と感染症対策の両立に取り組みました。「ふるさと標茶」に誇りと愛着を持ち、挑戦し続ける子供たちを育成し、生涯にわたって学ぶ教育諸条件や教育環境の整備に努めました。

学校教育につきましては、児童生徒の地域の実態を適切に把握し、教育活動の質の向上に努め、教育課程を保護者と地域と共有することを通して「知・徳・体」のバランスの取れた「生きる力」を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて取り組んでまいりました。

知としての学力の向上につきましては、地域の特色を生かす教育や個に応じた指導方法の工夫、ICT機器を効果的に活用し、また、ALTを派遣し、より多くの児童生徒が本物の英語に触れる機会を図ってまいりました。

ふるさと教育につきましては、自分の生まれ育った地域に关心を持ち、ふるさとへの愛着や誇りを育むため、小学5・6年生を対象に「釧路川カヌー体験」を実施いたしました。

教職員の資質及び指導力向上につきましては、各種研修会への参加を支援し、標茶小学校、中茶安別小学校の2校を研究指定校とし、学校教育の充実を図りました。

徳として豊かな心を育てる教育では、道徳教育の充実に努め、不登校・いじめ防止に関する「一学校一運動」の取組などを推進し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に当たるとともに、リーフレットを作成して学校の取組を紹介いたしました。

体として体力づくりは、健康教育の推進を図り、事業改善や体力向上に関する取組を進め、学校保健では各種定期検診等を行い、疾病、事故の予防・防止に努めました。

特別支援教育については、コーディネーターを中心に校内委員会等が十分機能するよう支援体制や、特別支援教育連絡協議会において関係機関との連携や指導力の向上研修などを進めました。また、標茶小学校に7名、標茶中学校に3名、虹別小学校に2名、虹別中学校に2名、中茶安別小学校に1名の特別支援教育支援員を配置いたしました。

教職員の多忙化の解消につきましては、学校業務の削減と改善、出退勤管理システムによる在校等時間の把握、定時退勤日や学校閉庁日の設定、部活動休養日の実施、学校徴収金事務の負担軽減、留守番電話の活用などを推進しました。

児童生徒の登下校や校外における安全確保につきましては、交通安全教室や防犯教室等を実施し、小学校を中心に通学路安全マップの整備、各学校における通学路の定期的な安全点検を実施する取組を推進しました。

学校施設の整備につきましては、全小中学校の保健室に冷房設備を設置し、標茶小学校空調機補修工事をはじめ、維持補修に努めました。

学校給食につきましては、4月から学校給食費の公会計化と小中学校への給食費無償化を開始いたしました。また、引き続き、標茶高校への学校給食の提供を行いました。徹底した衛生管理を図り、安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めました。食育の推進では、標茶高校産の食材を使用した学校給食を提供し、食材となる野菜を子供たち自ら標茶高校の農場で育てる「標茶高校と連携した食育推進事業」を実施いたしました。

遠距離通学につきましては、16路線のスクールバスを運行し通学を確保し、安全・安定的な運行に努めました。

社会教育につきましては、標茶町社会教育第9次中期計画に基づき、幼少年から高齢者までの各世代にわたり学習の成果が日常生活などに生かされるよう努めました。また、「コミュニティ・スクール」は、標茶地区磯分内小学校区、沼幌小学校区を令和6年度指定に向けた準備を進めました。

中学校部活動の地域移行につきましては、部活動の地域移行検討委員会を設置し、先進地視察や講師を招いた研修会、アンケート調査を行い、標茶中学校の3つの部活動をモデルとした試行実践の準備を進めました。

幼少年教育につきましては、子供たちが持つ好奇心や創造力を引き出すことを狙いとした「しべちゃアドベンチャースクール」を行い、少年の主張大会は小学校の部、釧路地区大会への予選として中学校の部を行いました。

家庭教育支援につきましては、ブックスタート事業として、親子で本に触れ合うきっかけづくりとして生後7か月の赤ちゃんに絵本のプレゼントを行い、受診待ちの親子へ絵本の読み聞かせと、おすすめの絵本の紹介なども行いました。

青年教育につきましては、「20歳のつどい」を行い、懇親会を設け、青年の社会的役割の自覚を促すよう働きかけました。

成人教育につきましては、公民館事業を中心に地域課題解決のための学習や各種教室・講座の開催に取り組みました。また、女性の活動では、女性のつどいや男女平等参画フォーラムなどが展開されました。

高齢者教育につきましては、6館共同による相互交流を図るとともに、地域ふれあいサロンを開催しました。また、たんちょう大学では、10講座を実施いたしました。

文化の振興につきましては、文化講演会を支援し、また、標茶町文化団体連絡協議会が主催となって総合文化祭、合同展示を開催されるなど、本町の文化振興に大きく貢献されました。

文化財保護につきましては、標茶町の指定文化財である北海道集治監釧路分監本館を含む有形文化財と天然記念物、埋蔵文化財包蔵地について適正な保護に努め、旧塘路駅廻所は内部公開を行いました。

スポーツの振興につきましては、各種スポーツ団体の活動支援を行い、また、トレーニング機器の更新に努めてまいりました。スポーツ推進委員の活動につきましては、標茶小

学校児童の体力テストへの協力をを行い、SNSを通じて情報発信に努め、また、運動指導に努めました。

図書館につきましては、図書資料の充実に努め、「標茶町子どもの読書活動推進計画（第2次）」を推進し、20か所に配本所、個人宅への訪問など、図書館の利用者拡大と図書への関心が高まるよう努めました。

博物館につきましては、展示解説の多言語化を図り、学術調査を実施し、また、アイヌ文化を学ぶ体験、座学講座、標茶町アイヌ文化フォーラムを開催いたしました。

次に、地域活動の振興についてでございます。

コロナ禍から始まった役場内におけるオンライン等に対応するため、必要な機材の整備を行いました。また、町民と地域と行政が課題を共有し、それぞれの任務分担体制での確立、地域力の向上のための支援措置を講じました。

また、馬を核とした地域づくりに取り組み、地域おこし協力隊の受入れ、関係機関と連携し、関係人口の創出に努めてまいりました。

引き続き、各町内会・地域会活動の拡充が図られるよう、地域と連携し、よりよい地域づくりに努めてまいります。

次に、13ページからの予算執行の実績について、主なものについて説明をいたします。

2款総務費ですが、町有施設の整備では、決算額3,264万2,000円、執行率は100%であり、施設の長寿命化を図りました。

町有施設照明器具LED化改修事業では、決算額2,831万4,000円、執行率は100%であり、省エネ効果と地球温暖化対策が図られました。

14ページのふるさと寄附記念品贈呈事業では、決算額1億3,389万7,000円、執行率は100%であり、町内産業の活性化が図られました。

町営バス運行では、決算額4,436万3,000円、執行率は99.9%であり、6路線の運行により地域交通の確保が図られました。

15ページですが、地域振興事業では、決算額5,395万5,000円、執行率は99.4%であり、自治会の自主的な活動を支援するための地域振興事業、コミュニティ形成のための自治会振興事業を行いました。また、「馬と共に暮らせる町…標茶」としての認知度向上のための取組を進め、移住・定住対策として、お試し暮らし住宅の受入れを実施いたしました。

3款民生費ですが、社会福祉の増進では決算額1億8,569万9,000円、執行率はおおむね100%であり、標茶町社会福祉協議会をはじめとする各団体の支援により自主活動の向上を図るとともに、低所得者世帯の生活支援として、ほっとらいふ制度、低所得者支援給付金を行いました。また、国民健康保険事業特別会計へ1億3,013万7,000円を繰り出し、被保険者の負担軽減と会計の安定化を図りました。

次に、16ページ、高齢者福祉の増進では、決算額1,690万9,000円、執行率は97.9%であり、1.老人福祉功労者顕彰から17ページの12.給食宅配サービスまでの各種事業を実施し、記載の成果を収めました。

軽費老人ホームの運営では、決算額2,008万1,000円、執行率は99.1%であり、入居者が安心して日常生活を送れる場として施設運営をしました。

心身障がい者福祉の向上では、決算額3億4,687万4,000円、執行率は99.7%であり、1. 福祉団体活動助成から次ページ、18ページの12. 重度心身障がい者の保健向上を図るために医療費の助成の各種事業を実施し、自立支援と社会参加の促進等を図りました。

ふれあい交流センターの運営では、決算額3,578万4,000円、執行率は99.7%であり、町民の健康増進や多様な保健福祉サービスの拠点施設として運営維持管理、記載の事業を実施いたしました。

介護保険事業では、決算額4億1,748万9,000円で、執行率は84.0%であり、20ページ、特別会計保険事業勘定へ1億4,440万9,000円、サービス勘定へ2億6,254万4,000円を繰り出し、事業の円滑な推進を図りました。

21ページ、児童福祉の増進では、決算額4,876万円、執行率は97.4%であり、1. 学童保育所の運営から7. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金までの事業を実施し、記載の成果を収めました。

保育園の運営では、決算額2億8,029万6,000円で、執行率は99.4%であり、町内5園における保育に欠ける児童を保育し、児童福祉の向上に努めました。

へき地保育所の運営では、決算額4,364万1,000円で、執行率は98.2%であり、町内2か所で通年開設し、児童福祉の増進が図られました。

続いて、22ページになります。

子育て支援センターの運営では、決算額1,420万8,000円で、執行率は99.1%であり、子育て家庭の不安の緩和と児童の健全育成が図られました。

児童館の運営では、決算額726万9,000円で、執行率は97.1%であり、児童に健全な遊び場を与えて健康を増進し、情操を豊かにすることができます。

児童手当の支給では、決算額7,440万6,000円で、執行率はおおむね100%であり、児童を養育している家庭の生活の安定が図られました。

4款衛生費ですが、保健衛生及び予防対策では、決算額8,216万2,000円、執行率は99.4%であり、1. 保健推進委員活動から、25ページ、14. 特定不妊治療費助成事業までの各種事業を実施し、住民の健康増進と予防対策等が図られました。

続いては、25ページ中段になります。

病院事業では、負担金5億6,041万9,000円、補助金1億190万5,000円、出資金を1億49万円の計7億6,281万4,000円を支出し、医療提供体制の充実と会計の安定化を図りました。

墓地、火葬場運営事業では、決算額4,991万4,000円で、執行率は99.9%であり、墓地、火葬場の運営と施設の維持管理を図るとともに、合葬墓の建設を行いました。

老人医療費の支給、助成事業では、決算額1億4,482万4,000円で、執行率はおおむね100%であり、後期高齢者医療特別会計へ3,618万646円を繰り出し、事業の円滑な推進を図りました。

26ページになります。

清掃事業では、決算額5,741万6,000円で、執行率は99.9%であり、一部事務組合である川上郡衛生処理組合の運営費4,252万2,000円を負担し、合併処理浄化槽の設置補助金を交付し、生活環境の改善を図りました。

塵芥処理事業では、決算額2億8,009万6,000円で、執行率はおおむね100%であり、クリーンセンターの維持管理及び一般廃棄物の収集委託により廃棄物の適正処理に努め、旧最終処分場閉鎖事業及び新最終処分場埋立地覆土工事を実施いたしました。

上水道事業では、決算額625万円で、執行率は100%であり、負担金を出し、事業の円滑な運営を図りました。

5款労働費では、勤労者会館の運営、雇用対策、職業病対策の各事業を行い、記載の成果を収めました。

6款農林水産業費でございますが、農業基盤の整備では、決算額3億9,360万円で、執行率は99.9%であり、農道3本の整備と道営土地改良事業により、生産基盤の整備が促進されました。

農業経営の振興では、決算額4億2,853万1,000円、執行率は99.9%であり、新規就農者支援事業により就農研修、営農の安定化に寄与し、中山間地域等直接支払交付金事業により農村の持つ多面的機能の維持が図られ、28ページの標茶酪農再興事業により足腰の強い酪農経営の維持確立と生産環境の維持向上が図られ、29ページの広域連携ブランド化推進事業では、釧路町と連携し、新たなブランド開発を進め、地域活性化事業では新たな加工施設建設のための事業を実施いたしました。

30ページになります。

育成牧場運営事業では、決算額5億5,865万円、執行率はおおむね100%であり、酪農経営の安定と後継牛の育成に貢献いたしました。

林業の振興では、決算額1億8,963万円、執行率は99.9%であり、1. 有害鳥獣駆除事業から31ページ、10. 標茶町森林環境整備事業の展開により記載の成果が得られ、特に有害鳥獣駆除では、エゾシカの個体数削減に積極的に取り組み、人畜、農林水産業の被害防止を実施いたしました。

水産業の振興では、漁業協同組合に支援し、内水面漁業活動の安定化を図りました。

次に、7款商工費、商工業の振興につきましては、決算額は2億6,314万5,000円、執行率は100%であり、中小企業への低利の融資及び保証料補助を行うとともに、買物困難地域への出前商店街やうまいもん発見市場などの支援を行い、地場産品のPRと地域経済の活性化を図りました。

32ページの観光の振興では、決算額3億2,250万7,000円、執行率はおおむね100%であり、観光施設の維持管理に努め、道東自動車道釧路延伸観光推進事業により、弟子屈、鶴居との3町村連携による誘客促進のためPRや物産展を開催し、33ページ、観光振興事業や釧路湿原国立公園内に唯一存在する温泉宿泊施設である、かや沼地区観光宿泊施設の改修工事、改修事業及びコッタロ展望台のトイレ改修事業を行いました。

次に、8款土木費でございますが、町道の整備では、決算額8億6,807万1,000円、執行率はおおむね100%であり、虹別61線舗装改良のほか5路線の改良、舗装や、橋りょう長寿命化の整備を行うとともに、補修事業、34ページ、冬期の除排雪対策を行い、交通の確保と利便性の向上に努めました。

生活環境の整備として、マイホーム応援事業補助金により、住環境の整備と地域経済の活性化を図りました。

都市公園整備事業では、決算額3,832万7,000円、執行率は99.6%であり、各公園の整備と維持管理に努めました。

町営住宅管理事業では、決算額1,006万3,000円、執行率はおおむね100%であり、磯内団地の外壁塗装、防水改修など維持管理に努めました。

町営住宅建設事業では、決算額は2億2,770万6,000円、執行率は100%であり、桜団地の改修工事等を行いました。

35ページです。

9款消防費では、一部事務組合、釧路北部消防事務組合に対する運営費3億55万5,000円を負担し、地域住民の命と財産を守るための消防施設の充実に努めました。

災害時情報運用事業では、決算額509万2,000円で、戸別受信機やデジタル防災無線等を整備し、災害時の情報伝達、情報確保の整備を行いました。

防災井戸事業では、決算額1,007万9,000円で、定期点検や適正な管理を実施し、阿歴内地域においての新たな水源調査を実施いたしました。

内水処理計画策定事業では、決算額715万円で、本町市街地の内水処理対策の計画を実施いたしました。

次に、10款教育費でございますが、学校教育の推進では、決算額2,102万2,000円、執行率は99.7%であり、G I G Aスクール構想により整備した校内ネットワークと1人1台端末の安定した運用を行い、児童生徒のI C T教育の推進を図りました。

小学校教育では、決算額2,830万7,000円、執行率は99.0%であり、父母負担の軽減や特別支援教育推進のため、支援員の配置などを行い、記載の成果を収めました。

36ページになります。

中学校教育では、決算額2,441万5,000円、執行率は98.9%であり、中体連運営費の助成やA L Tの派遣などを行い、教育振興の増進を図りました。また、小学校教育と同じく、父母負担の軽減や特別支援教育推進を行うなど、記載の成果を収めました。

37ページ、幼稚園教育では、決算額1,952万8,000円、執行率が98.9%であり、小学校就学前の幼児教育の推進、充実に努めました。

社会教育では、決算額515万6,000円で、1. 幼少年教育から次ページ、8. 部活動地域移行までの記載の事業を実施いたしました。

公民館活動の充実では、決算額1,393万1,000円で、執行率は97.4%であり、6館共同事業から40ページにわたっての各種公民館事業を実施いたしました。

41ページにまいります。

図書蔵書充実では、決算額520万円、執行率100%。

ブックスタートは、決算額9万4,000円、執行率は91.3%。

アイヌ文化事業の推進につきましては、決算額125万円、執行率は100%で、アイヌ政策推進交付金事業を活用し、各種アイヌ文化体験事業を実施いたしました。

保健体育の振興につきましては、決算額1,915万3,000円で、1. スポーツ団体育成支援から次ページ、7. 水泳プール設備修繕事業までを行い、学校給食の充実では決算額2,867万3,000円で、標茶高校への給食提供事業、学校給食費無償化事業など、記載の成果を収めました。

学校教育施設整備ですが、決算額は1,154万7,000円で、教育施設の整備を図り、教育環境の充実に努めました。

11款災害復旧費では、決算額658万円で、13件の災害復旧工事を実施いたしました。

13款諸支出金では、下水道事業の決算額は2億9,308万7,000円、執行率は100%であり、特別会計への助成を行い、記載の成果を収めました。

43ページは、令和5年度に国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した5事業で、決算額は合わせて7,673万円で、執行率は99.8%で、記載の成果を収めたところでございます。

また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した2事業は、決算額合わせて9,983万9,000円で、執行率は99.9%で、記載の成果を収めたところでございます。

以上が令和5年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の内容説明であります。

次に、令和5年度基金の運用状況について説明をいたします。

1ページ、標茶町育英資金貸付基金の運用状況調書についてでございますが、基金の額は3,233万500円で、本年度運用状況については、貸付金返済は5件で55万4,000円、貸付けは継続3件で54万円となっており、本年度末現在高は、現金または預金で2,582万8,500円、貸付けで15件、650万2,000円となってございます。

次ページになります。

2ページ、農林漁業振興資金貸付基金の運用状況調書についてですが、繰出金による基金の額は700万円で、貸付け及び返済の件数は1件、金額はともに700万円で、利子収入は15万8,800円でございます。

3ページにまいります。

医療資金貸付基金の運用状況調書ですが、基金の額は300万円で、当該年度の運用実績はありませんでした。

次に、4ページ、土地開発基金の運用状況調書ですが、基金の前年度末現在高は3億1,629万3,182円で、本年度運用状況につきましては、土地譲渡633万3,250円で、利子収入はゼロ円で、本年度末現在高の内訳は、現金または預金で6,214万2,886円で、土地では2億5,415万296円、合計では3億1,629万3,182円となっております。

次に、令和5年度財産に関する調書についてご説明申し上げます。

1ページ目の総括でございます。

公有財産、（1）土地及び建物についてですが、決算年度中に増減のあった項目のみ申し上げます。

初めに、土地については、公共用財産、その他施設で285平方メートルの増、山林で6,228平方メートルの増、その他で4,875平方メートルの増、合計で1万1,388平方メートルの増となり、決算年度末現在高は9,982万1,510平方メートルとなりました。

建物につきましては、延べ面積計で994平方メートルの増、合計で994平方メートルの増となり、決算年度末現在高は14万1,994平方メートルとなりました。

次に、（2）山林ですが、所有の面積で6,228平方メートルの増、決算年度末現在高合計では3,633万1,170平方メートルとなり、立木の推定蓄積量では所有量で1万6,621立方メートルの増、分収量で1,330立方メートルの増、合計で1万7,951立方メートルの増となり、決算年度末現在高は86万4,490立方メートルとなりました。

続いて、（3）有価証券ですが、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は110万円となりました。

次ページにまいります。

（4）出資による権利につきましては、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高合計は4,418万3,500円でございます。

次に、3ページ、2、物品でございますが、増減のあった区分のみ申し上げます。

1乗用車は3台の減、5バスは1台の増、6スクールバスは1台の増、9軽四輪車は1台の増、11ワゴン車は1台の増、12福祉車両は1台の増、21ロータリー除雪車は1台の減、31ブロードキャスターは3台の減、32テッターレーキは1台の増、38芝刈り機（フロントロータリーモア）は1台の増、42ラッピングマシンは1台の増、合計では1台増の256台となりました。

次に、4ページ、3、基金についてでございます。

（1）育英資金貸付基金は、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は3,233万500円となりました。

（2）財政調整基金は、元金積立て6億9,990万円と利子積立て6,341円から取崩し8億8,500万円との差引き1億8,509万3,659円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は10億6,164万478円となりました。

（3）土地開発基金は、不動産、土地につきましては決算年度中の増減はなく決算年度末現在高は宅地3万3,230平方メートル、宅地以外は392万7,821平方メートルとなり、不動産、立木については3,360立方メートルが減少し2万5,568立方メートルとなりました。現金につきましては、元金積立て633万3,250円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は6,214万2,886円となりました。

（4）医療資金貸付基金につきましては、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は300万円でございます。

5ページにまいります。

(5) 国民健康保険財政調整基金につきましても増減はなく、決算年度末現在高は10万399円でございます。

(6) 減債基金は、元金積立て2億6,438万円と利子積立て4,907円から取崩し4億2,681万9,000円との差引き1億6,243万4,093円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は7億9,128万8,191円となりました。

(7) 福祉基金は、利子積立て576円から取崩し463万円との差引き462万9,424円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億2,507万7,941円となりました。

(8) 町営住宅整備基金は、元金積立て1,089万3,000円と利子積立て1,441円から取崩し2,054万9,009円との差引き965万4,568円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は4億8,661万3,133円となりました。

6ページにまいります。

(9) 町有施設整備基金は、元金積立て1,213万7,000円から取崩し2,546万3,680円との差引き1,332万6,680円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は2億2,886万5,438円となりました。

(10) 介護給付費準備基金は、元金積立て2,817万3,454円と利子積立て1,441円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は2億2,705万8,477円となりました。

(11) 学校教育施設整備基金は、利子積立て720円から取崩し1,154万6,942円との差引き1,154万6,222円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億861万4,065円となりました。

(12) 地域交通対策基金は、元金積立て254万7,440円から取崩し1,064万9,948円との差引き810万2,508円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億2,909万7,264円となりました。

7ページにまいります。

(13) 地域文化振興基金は、取崩し195万2,200円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は8,569万4,574円となりました。

(14) 森林環境譲与税基金は、元金積立て3,418万4,000円から取崩し6,174万8,419円との差引き2,756万4,419円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は3,227万447円となりました。

(15) 標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金は、取崩し1,558万1,929円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は3,519万7,585円となりました。

(16) 標茶町ふるさと寄附基金は、元金積立て8,023万8,113円から取崩し1億270万6,000円との差引き2,246万7,887円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億5,933万4,104円となりました。

8ページ以降の行政財産及び普通財産の調書につきましては、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

次に、令和5年度標茶町一般会計継続費精算報告書についてご説明申し上げます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業で、全体計画の年割額は、令和4年度4,476万円、令和5年度2億170万6,000円、計で2億4,646万6,000円、財源内訳は、計で国道支出金1億7,252万6,000円、地方債で7,390万円、一般財源で4万円であります。実績につきましては、全て全体計画と同額になってございます。

以上で、令和5年度標茶町一般会計継続費精算報告書の説明を終わります。

次に、令和5年度標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。

初めに、令和5年度標茶町健全化判断比率報告書についてでございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字が発生していないため、比率は出てまいりません。実質公債費比率につきましては9.2%で前年比0.1ポイントの増、将来負担比率は56.4%で対前年度比10.1ポイントの増となりました。いずれの値も、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する4指標全てが括弧内に記載される早期健全化基準をクリアしております。

次ページの標茶町資金不足比率報告書について説明申し上げます。

資金不足比率につきましては、それぞれの会計において資金不足が生じておらず、比率は発生していないため、括弧内に記載される経営健全化基準をクリアしてございます。

なお、配付させていただいております各会計歳入歳出決算書、各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書実質収支に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で認定第1号から第6号までの決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についての説明を終わります。

○委員長（本多耕平君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 認定第7号、令和5年度標茶町病院事業会計決算についてご説明いたします。

初めに、附属書類からご説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

#### 1 概況について

（1）総括事項につきましては、令和5年度の町立病院診療体制は、内科、外科、婦人科、小児科、リハビリテーション科の5科目を維持することができました。

運営体制は、固定医は内科医師2名（院長、副院長）、外科は北海道大学大学院医学研究科消化器外科Ⅰ（以下は北大消化外科Ⅰといいます。）から週単位での派遣、小児科は旭川医科大学病院から週1回の派遣、婦人科は札幌医科大学附属病院から月1回の派遣をいただく中で運営してまいりました。

土曜・日曜や年末年始などの救急外来診療体制については、救急外来に携わる看護師を配置できなくなり、救急患者の受け入れが困難な状況となったことから、苦渋の決断ではあ

りましたが、4月28日から11月30日までの間、平日の時間外及び土日・祝祭日の救急外来を一時休止いたしました。この間、町民の皆様、各関係機関の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

宿日直医師につきましては、北大消化器外科Ⅰ及び札幌第一病院から医師派遣を得られたこと、また、人材紹介会社を通じ日曜宿直医師を確保したことによって、入院患者の対応等24時間の診療体制を維持することができましたし、内科医師の勤務負担軽減にもつながりました。

道内3医育大学の医局状況が、平成16年から始まった新医師臨床研修制度により大学に残る医師が減少することとなり、地方への医師派遣が厳しい状況にあるにもかかわらず、引き続き派遣をしていただいたことに感謝申し上げます。

令和5年度におきましても、町民の生命と健康を守る中で、当院の果たすべき役割を再認識し、経営の効率化に努めてまいりました。

収益的収支の状況は、収入では、一般会計からの繰入金6億6,232万4,000円（前年度比164万9,000円の減）を含め、前年度比6,440万2,000円減の11億4,378万4,000円となったのに対し、支出につきましては、経費と減価償却費、特別損失が増加したものの、常勤医師の減や看護師の不足の影響もあり、給与費等が大きく減少したことから、前年度比5,878万1,000円減の11億4,327万5,000円となり、結果50万9,000円（前年度比562万1,000円減）の純利益を計上しました。

資本的収支の状況は、収入では出資金が1億49万円となりました。

支出につきましては、昨年度からの繰越工事であるナースコール及び電話交換設備更新工事、病室空調機設置工事や高圧蒸気滅菌装置、エックス線平面検出器（FPD）システム及び薬用ショーケースなどの器械・器具の更新、購入による建設改良費や企業債償還金で前年度比331万9,000円増の1億7,755万6,000円となり、収支不足については、減債積立金処分額と過年度分損益勘定留保資金で全額補填いたしました。

人口が減少し高齢化社会が進行する中、町民の生命と健康を守り、安心・安全な生活を支えていくため、現状に合わせた医療体制の維持に努めるとともに、町民から信頼される病院を目指し、今後とも努力してまいります所存であります。

次ページへまいります。

（2）経営指標に関する事項についてですが、1経常収支比率は、令和5年度100.1%、前年度と比べ0.4%の減、2修正医業収支比率は令和5年度41.8%、前年度と比べ3.4%の減、3病床利用率は令和5年度34.2%、前年度と比べ4.5%の減となっております。

（3）議会議決事項については、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

（4）職員に関する事項についてですが、職員数は年度末現在の人数でございます。前年度と比較して増減のあった箇所についてのみご説明いたします。医師1人の減、看護部のうち正看5人の増、准看1人の減、補助員2人の減、合計では92人、令和4年度末と比較して1人の増でございます。

次ページへまいります。

2 工事等に関する事項についてですが、こちらの金額については消費税込みの金額で記載しております。

(1) 建設工事の概況については、町立病院病室空調機設置工事、5年度執行済額694万1,000円、標茶町立病院ナースコール及び電話交換設備更新工事、5年度執行済額2,226万円で、合計では2,920万9,000円でございます。

(2) 器械・器具等の購入については、ノートパソコンからエアマットレスまでの12件の合計額で4,427万3,180円でございます。

次ページへまいります。

### 3 業務について

(1) 患者受入れ状況についてです。入院が7,515人で、前年度と比べ963人の減、外来は2万4,312人で、前年度と比べ1,063人の減です。

1日当たりの患者数については、入院が20.5人で、前年度と比べ2.7人の減、外来は100.0人で、前年度と比べ4.4人の減です。

患者1人1日当たりの診療収入については、入院が2万7,734円で、前年度と比べ675円の減、外来は7,603円で、前年度と比べ186円の減です。

次に、(2) 事業収支に関する事項について。

初めに、収益的収支の状況について。こちらの金額は、消費税を抜いた金額となっております。

収入についてです。医業収益は6億3,748万2,865円、前年度と比べ5,936万5,513円の減となっております。内訳は、入院収益が2億841万7,669円、前年度と比べ3,243万6,059円の減、外来収益は1億8,485万1,097円、前年度と比べ1,280万6,886円の減、他会計負担金は1億7,842万4,000円、前年度と比べ310万1,000円の増、その他医業収益は6,579万99円、前年度と比べ1,722万3,568円の減です。

医業外収益は、5億630万772円、前年度と比べ503万6,059円の減となっております。内訳は、受取利息配当金が100円、前年度と比べ100円の減、他会計補助金は1億190万5,000円、前年度と比べ5,109万5,000円の減、他会計負担金は3億8,199万5,000円、前年度と比べ4,634万5,000円の増、患者外給食収益は76万5,336円、前年度と比べ1万2,869円の増、長期前受金戻入は759万7,858円、前年度と比べ12万1,912円の減、その他医業外収益は387万7,478円、前年度と比べ132万5,604円の増、国道補助金は1,016万円、前年度と比べ150万2,520円の減です。

収入合計では11億4,378万3,637円、前年度と比べ6,440万1,572円の減となっております。構成比につきましては、記載のとおりでございます。

次ページへまいります。

支出についてですが、医業費用は10億9,895万982円、前年度と比べ5,604万9,369円の減となっております。内訳は、給与費が7億2,584万4,984円、前年度と比べ4,840万2,337円の減、材料費は8,416万4,476円、前年度と比べ961万3,037円の減、経費は2億1,290万415

円、前年度と比べ622万6,738円の増、減価償却費は7,282万2,766円、前年度と比べ512万6,392円の増、資産減耗費は126万900円、前年度と比べ983万4,842円の減、研究研修費は195万7,441円、前年度と比べ44万7,717円の増です。

医業外費用は4,364万6,938円、前年度と比べ340万8,279円の減となっております。内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費が984万6,627円、前年度と比べ363万6,806円の減、患者外給食材料費は66万6,667円で、前年度と同額、消費税及び地方消費税は410万1,700円、前年度と比べ137万500円の減、雑損失は2,903万1,944円、前年度と比べ159万9,027円の増です。

特別損失は67万6,700円、皆増です。内訳は、その他特別損失が67万6,700円で、皆増です。

支出合計では11億4,327万4,620円で、前年度と比べ5,878万948円の減となっております。構成比及び収入に対する割合につきましては、記載のとおりでございます。

次に、資本的収支の状況についてですが、こちらも消費税を抜いた金額となっております。

収入については、出資金で1億49万円、前年度と比べ241万4,000円の減、企業債はゼロ、前年度と比べ2,390万円、皆減でございます。

収入合計では1億49万円、前年度と比べ2,631万4,000円の減となっております。構成比は、記載のとおりでございます。

支出については、建設改良費が6,811万6,426円、前年度と比べ41万175円の減、内訳は、有形固定資産購入費が4,157万63円、前年度と比べ2,549万7,098円の増、病院建設費は2,654万6,363円、前年度と比べ2,590万7,273円の減。企業債償還金は1億943万9,706円、前年度と比べ372万9,437円の増です。

支出合計では1億7,755万6,132円、前年度と比べ331万9,262円の増となっております。構成比及び収入に対する割合は、記載のとおりでございます。

次ページへまいります。

会計に関する事項について

(1) 企業債の概況につきましては、別表のとおりとなっておりますので、18ページをお開きください。

下段の企業債明細書をご覧いただきたいと思います。合計金額で申し上げます。発行総額20億520万円に対し、当年度償還高は1億943万9,706円、償還高累計は17億7,638万9,402円となり、償還残高は2億2,881万598円となっております。償還が終了するのは、それぞれ記載のとおりでございます。

13ページへお戻りください。

こちらは、キャッシュ・フロー計算書でございます。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間の期首から期末までの現金の流れを表したものでございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フローは、（1）当年度純利益から（15）利息の支払額までの合計で申し上げます。9,073万2,898円のプラスとなっております。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは、（1）有形固定資産の取得による支出から（3）他会計からの繰入金による収入までの合計で、6,811万6,426円のマイナスとなっております。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは、（1）建設改良企業債による収入から（4）他会計からの償還金による収入までの合計で、894万9,706円のマイナスとなっております。

以上のことから、4の資金増加額は1,366万6,766円のプラスとなり、5の資金期首残高2億3,287万2,606円を加えますと、6の資金期末残高は2億4,653万9,372円となるものでございます。

次ページへまいります。

こちらは、先ほどご説明いたしました収益的収入及び支出の明細であり、17ページまで続いておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

18ページをお開きください。

上段、固定資産明細書についてご説明いたします。

（1）有形固定資産についてですが、土地から建設仮勘定までの合計金額で申し上げます。年度当初の現在高は32億5,330万3,895円、当年度増加額は8,015万8,346円、これは9ページに記載の建設工事及び器械・器具の購入分で、消費税を抜いた金額でございます。当年度減少額は3,858万1,637円、こちらは建物及び器械・備品の用途廃止によるものでございます。年度末現在高は32億9,488万604円となっております。減価償却累計額のうち、当年度増加額は7,282万2,766円、当年度減少額は2,395万7,100円、累計では17億4,155万7,236円となり、年度末償却未済額は15億5,332万3,368円となるものでございます。

（2）無形固定資産については、電話加入権で年度当初の現在高38万8,032円、当年度増加額、当年度減少額、当年度減価償却費いずれもございませんので、年度末現在高は年度当初の現在高同様、38万8,032円となっております。

続きまして、3ページをお開きください。

こちらは、損益計算書でございます。

1 医業収益は、（1）入院収益から（4）その他医業収益までの合計で6億3,748万2,865円、2 医業費用は、（1）給与費から（6）研究研修費までの合計で10億9,895万982円となりました。医業収益から医業費用を差し引いた医業損失は4億6,146万8,117円でございます。3 医業外収益は、（1）受取利息配当金から（7）その他医業外収益までの合計で5億630万772円、4 医業外費用は、（1）支払利息及び企業債取扱諸費から（4）雑損失までの合計で4,364万6,938円となりました。医業外収益から医業外費用を差し引いた額は4億6,265万3,834円で、この額に医業損失額を加えた経常利益は118万5,717円となりました。5 特別損失は、（1）その他特別損失で67万6,700円となりました。経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益は50万9,017円となっているところでござ

います。前年度繰越利益剰余金はございませんので、当年度未処分利益剰余金は当年度純利益と同額の50万9,017円でございます。

次ページへまいります。

こちらは、剰余金計算書でございます。当年度末残高で申し上げます。資本金のうち資本剰余金は330万7,000円。利益剰余金のうち減債積立金と利益積立金は、いずれもございません。未処分利益剰余金は50万9,017円であり、当年度未処分利益剰余金となります。利益剰余金合計は50万9,017円で、資本合計は12億9,813万6,885円となっております。

下段の表は、剰余金処分計算書でございます。資本金については、処分額はございません。したがいまして、処分後残高は当年度末残高と同額の12億9,432万868円となります。資本剰余金についても処分額はございませんので、処分後、残高は当年度末残高と同額の330万7,000円となります。未処分利益剰余金については、当年度末残高50万9,017円全額を減債積立金として処分いたしましたので、処分後残高、繰越利益剰余金とともにございません。

次ページにまいります。

こちらは貸借対照表で、令和5年度末現在でございます。

#### 資産の部

1 固定資産は、（1）有形固定資産、イ. 土地からヘ. リース資産までの合計で申し上げますが、15億5,332万3,368円、（2）無形固定資産、イ. 電話加入権で38万8,032円、固定資産合計では15億5,371万1,400円となります。

2 流動資産は、（1）現金・預金から（3）貯蔵品までの合計で3億1,789万1,437円でございます。なお、（2）の未収金と（3）の貯蔵品の内訳は、それぞれ19ページに記載しております。

資産合計、これにつきましては固定資産と流動資産の合計でございますが、18億7,160万2,837円となっております。

次ページへまいります。

#### 負債の部についてでございます。

3 固定負債は、（1）企業債と（2）リース債務の合計で1億1,756万3,607円でございます。

4 流動負債は、（1）企業債から（5）預り金までの合計で3億345万9,442円でございます。なお、（3）未払金及び（5）預り金の内訳は、それぞれ20ページに記載しております。

5 繰延収益は、（1）長期前受金から（2）長期前受金収益化累計額を差し引いた額で1億5,244万2,903円でございます。

負債合計は、固定負債、流動負債及び繰延収益の合計でございますが、5億7,346万5,950円となりました。

次に、資本の部についてでございますが、6 資本金は12億9,432万868円、こちらの内訳は20ページに記載しております。

7 剰余金は、（1）資本剰余金及び（2）利益剰余金の合計で381万6,017円となります。  
資本合計、これは資本金と剰余金の合計でございますが、12億9,813万6,885円です。

負債と資本の合計は18億7,160万2,837円となるものでございます。

次に、1ページをお開きください。

こちらは決算報告書で、消費税を含んだ金額になっております。

収益的収支の状況について、収入のほうからご説明いたします。

第1款病院事業収益、予算額の合計13億4,690万7,000円に対し、決算額は11億5,056万4,990円、予算額に比べ決算額の増減は1億9,634万2,010円の減です。決算額のうち仮受消費税及び仮受地方消費税の額は678万1,353円でございます。

内訳ですが、第1項医業収益は、予算額の合計が7億1,297万5,000円に対し、決算額は6億4,407万8,459円、予算額に比べ決算額の増減は6,889万6,541円の減です。

第2項医業外収益は、予算額の合計が6億3,393万2,000円に対し、決算額は5億648万6,531円、予算額に比べ決算額の増減は1億2,744万5,469円の減です。

次に、支出になります。

第1款病院事業費用は、予算額の合計が13億4,690万7,000円に対し、決算額は11億4,327万760円、不用額は2億363万6,236円で、予算執行率は84.9%でございます。決算額のうち仮払消費税及び仮払地方消費税の額は2,902万8,080円でございます。

内訳ですが、第1項医業費用は、予算額の合計が13億2,907万8,000円に対し、決算額は11億2,792万2,034円、不用額は2億115万5,966円で、予算執行率は84.9%でございます。

第2項医業外費用は、予算額の合計が1,665万2,000円に対し、決算額は1,467万2,030円、不用額は197万9,970円で、予算執行率は88.1%でございます。

第3項予備費は、予算額の合計が50万円に対し、決算額はございませんので、全額不用額となります。

第4項特別損失は、予算額の合計が67万7,000円に対し、決算額は67万6,700円、不用額は300円で、予算執行率はおおむね100%でございます。

次ページにまいります。

資本的収支になります。こちらも消費税を含んだ金額になっております。

収入からご説明いたします。

第1款資本的収入、予算額の合計が1億49万円に対し、決算額は予算額同額の1億49万円でございます。

内訳ですが、第1項出資金、予算額の合計が1億49万円に対し、決算額は予算額と同額の1億49万円でございます。

次に、支出についてでございます。

第1款資本的支出、予算額の合計が1億8,676万円に対し、決算額は1億8,434万1,341円、翌年度繰越額はありませんので、不用額は241万8,659円で、予算執行率は98.7%でございます。決算額のうち仮払消費税及び仮払地方消費税の額は678万5,209円でございます。

内訳ですが、第1項建設改良費は、予算額の合計が7,732万円に対し、決算額は7,490万1,635円、翌年度繰越額はありませんので、不用額は241万8,365円で、予算執行率は96.9%でございます。

第2項企業債償還金、予算額の合計が1億944万円に対し、決算額は1億943万9,706円、不用額は294円で、予算執行率はおおむね100%でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,385万1,341円は、減債積立金処分額612万9,641円、過年度分損益勘定留保資金7,772万1,700円で補填をし、決算を終えたところでございます。

本件につきましては、8月22日開催の第1回標茶町立病院運営委員会において承認されておりすることをご報告申し上げます。

以上で認定第7号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午前1時48分

再開 午後 1時00分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

内容説明を続行いたします。

水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君）（登壇） 認定第8号、令和5年度標茶町上水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

初めに、決算附属書類から説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

決算附属書類、令和5年度標茶町上水道事業報告書。

## 1 概要

### （1）総括事項

本年度の上水道事業経営につきましては、給水戸数2,165戸、給水人口3,999人と計画人口5,020人に対して普及率79.7%であり、前年度と比較し116人の減少となっております。

年間配水量は45万9,943立方メートルで、前年度より0.01%の減少となりました。また、有収水量につきましては38万8,228立方メートル、有収率で84.4%と前年度を1.4ポイント下回ったところです。また、給水原価につきましては1立方メートル当たり145円13銭となり、供給単価160円68銭に対して、その差は15円55銭となっております。

次に、経営の状況ですが、収益的収入については、給水収益6,238万2,391円（消費税込み6,862万630円）を主として収入合計7,994万3,063円（消費税込み8,625万5,752円）であり、支出については、人件費1,014万3,254円をはじめ、企業債利息397万4,378円を含め支出合計6,025万1,814円（消費税込み6,430万3,335円）となり、1,969万1,249円の利益を計上して決算したところであります。

資本的収支につきましては、企業債等償還金2,326万6,145円、配水管布設替工事等の建設改良費2,487万1,000円（うち消費税226万1,000円）で支出合計4,813万7,145円（消費税込み）に対し、収入は企業債1,210万円であり、3,603万7,145円の不足が生じましたので、この不足金は、減債積立金処分額986万8,207円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額226万1,000万円、過年度分損益勘定留保資金2,390万7,938円で補填し、決算を終えたところであります。

したがいまして、本年度末においては、当年度利益剰余金1,969万1,249円を減債積立金として処分することとなつた次第であります。

上水道事業は、公共事業であることから、常に事業の経済性を發揮するとともに公共の福祉の増進を図ることを基本に、収支バランスに留意しつつ、現行の料金水準が保持されるよう、健全な経営に努めていく所存であります。

次の8ページをお開きください。

（2）経営指標に関する事項につきまして、1 経常収支比率は132.68%で、前年度比18.77%の増。2 料金回収率は110.72%で、前年度比16.41%の増。3 有形固定資産減価償却率は50.72%で、前年度比1.49%の増。4 管路経年化率は37.05%で、前年度比0.83%の増。5 管路更新率は0.39%で、前年度比0.14%の減となっております。

（3）議会の議決事項につきましては、記載の6件でございますが、説明を省略させていただきます。

（4）行政官庁認可事項につきましては、該当事項はございません。

（5）職員に関する事項、イ職員数等、専任職員1名。口給与改定は、令和5年4月1日。

（6）料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、該当事項はございません。

## 2 工事

（1）建設改良工事の概要でございます。記載の4件の工事を行いまして、内訳といたしましては、検定満了量水器取替工事は2件で194個の交換を行い、工事費は合わせて1,276万円。上水道開運常盤本通横断配水管布設替工事は、川上地区で77.1メートルを行い、工事費は688万6,000円。上水道開運常盤本通配水管布設替工事は、川上地区で121.7メートルを行い、工事費は522万5,000円です。なお、着工及び竣工年月日につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

## 3 業務

（1）事業量でございます。イ年度末給水人口3,999人、ロ年度末給水戸数2,165戸、ハ年間配水量45万9,943立方メートル、ニ月平均給水量3万8,329立方メートルです。

9ページでございます。

（2）事業収支に関する事項

収益的収入及び支出でございます。金額につきましては、全て消費税及び地方消費税抜きの額であります。

収入のほうからご説明いたします。

1 営業収益は6,894万1,691円で、前年度比105万4,245円の減となっております。うち（1）給水収益は6,238万2,391円で、前年度比82万2,145円の減。（2）受託工事収益はゼロ円で、前年度と同じでございます。（3）一般会計負担金は625万円で、前年度比19万6,000円の減。（4）その他営業収益は30万9,300円で、前年度比3万6,100円の減です。

2 営業外収益は1,100万1,372円で、前年度比20万円の増となっております。うち（1）受取利息及び配当金は199円で、前年度比1円の減。（2）他会計負担金は624万1,000円で、前年度比9万2,000円の増。（3）長期前受金戻入は391万14円で、前年度と同額です。（4）雑収益は、下水道料金が上水道メーターによる使用水量を算定基準としていることから、水道メーター検針に関わる費用の下水道負担分で85万159円で、前年度比10万8,001円の増です。

水道事業収益合計では7,994万3,063円で、前年度比85万4,245円の減です。

次に、支出でございます。

1 営業費用は5,627万7,436円で、前年度比1,037万3,520円の減となっております。うち（1）配水及び給水費は2,263万6,862円で、前年度比1,116万1,280円の減です。（2）受託工事費はゼロ円で、前年度と同じ。（3）減価償却費は3,227万4,961円で、前年度比40万9,852円の増。（4）資産減耗費は136万5,613円で、前年度比37万7,908円の増です。

2 営業外費用は397万4,378円で、前年度比30万3,767円の減。うち（1）支払利息及び企業債取扱諸費は397万4,378円で、前年度比30万3,767円の減。（2）雑支出はゼロ円で、前年度比も同じです。

3 特別損失、（1）その他特別損失はゼロ円で、前年度比も同じです。

水道事業費用合計では6,025万1,814円で、前年度比1,067万7,287円の減となったところであります。

なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次の10ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

収入、1 資本的収入は、（1）企業債の1,210万円で、前年度比110万円の増となっております。

次に、支出でございます。1 資本的支出は4,587万6,145円で、前年度比114万282円の増となっております。うち（1）企業債等償還金は2,326万6,145円で、前年度比46万9,718円の減。（2）建設改良費は2,261万円で、前年度比161万円の増です。

なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

4 会計に関する事項でございます。

（1）重要契約の要旨につきましては、該当事項はございません。

（2）企業債及び一時借入金等の概況でございます。

イ企業債等残高につきましては、16ページをお開きください。企業債明細書中、中ほど  
の未償還残高の欄に記載のとおり、合計で1億6,612万7,387円となっております。なお、  
下段の一般会計借入金明細書は、借入金の未償還残高8,981万円となっております。

10ページにお戻りください。

ロ一時借入金につきましては、前年度末残高、借入残高最高額、前々度末残高、いずれ  
もございません。

次に、11ページをお開きください。

令和5年度標茶町上水道事業キャッシュ・フロー計算書です。令和5年4月1日から令  
和6年3月31日までの期首から期末の現金の流れを表したものです。

1 業務活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1) 当年度純利益から (14) 利息の支払額までの支払い合計額で申し上げます。  
5,047万5,771円でございます。

2 投資活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1) 有形固定資産の取得による支出から (3) 他会計からの繰入金による収入までの  
合計で、マイナス2,261万円です。

3 財務活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1) 建設改良企業債による収入から (3) 他会計からの出資による収入までの合計で、  
マイナス1,116万6,145円です。

資金増加額は1,669万9,626円、資金期首残高は2億2,271万1,234円、資金期末残高は2  
億3,941万860円となります。

次の12ページから14ページまでの令和5年度標茶町上水道事業会計収支費用明細書につ  
きましては、今まで説明いたしました収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を細  
分化したものでありますので、説明を省略させていただきます。

15ページをお開きください。

固定資産明細書でございます。

有形固定資産、土地から工具・器具及び備品までの年度当初の現在高は11億6,063万  
8,376円で、当年度増加額は構築物で1,101万円、機械及び装置は量水器で1,160万円、合  
計で2,261万円の増加となっております。当年度減少額は、構築物で100万5,302円、機械  
及び装置で885万9,000円、合計で986万4,302円の減少となり、年度末現在高は、合計で11  
億7,338万4,074円となっております。減価償却累計額は、当年度増加額が構築物で1,530  
万1,502円、機械及び装置で1,680万2,090円、工具・器具及び備品で13万7,880円で、合計  
で3,224万1,472円。当年度減少額は、構築物で52万5,585円、機械及び装置で797万3,104  
円、合計で849万8,689円、累計合計5億9,471万5,456円、年度末償却未済高は合計で5億  
7,866万8,618円となっております。

無形固定資産、施設利用権で当年度増加額と当年度減少額はともにありませんので、年  
度当初の現在高及び年度末現在高は1,438万6,127円です。減価償却累計額は、当年度増加

額が3万3,489円、当年度減少額はありません。累計合計は1,395万751円、年度末償却未済高は43万5,376円となっております。

3ページをお開きください。

財務諸表です。令和5年度標茶町上水道事業損益計算書でございますが、これは前段で説明申し上げたところの積み上げでございますので、合計額のみの報告とさせていただきます。

1 営業収益、(1) 給水収益から(4)その他営業収益までの合計で6,894万1,691円。

2 営業費用、(1)配水及び給水費から(4)資産減耗費までの合計で5,627万7,436円。  
よって、営業利益は1,266万4,255円となりました。

3 営業外収益、(1)受取利息及び配当金から(4)雑収益までの合計で1,100万1,372円。

4 営業外費用、(1)支払利息及び企業債取扱諸費と(2)雑支出で397万4,378円。

よって、営業外利益は702万6,994円の黒字となり、経常利益及び当年度純利益は1,969万1,249円となりました。

前年度繰越利益剰余金はありませんので、当年度未処分利益剰余金は1,969万1,249円となります。

次の4ページをお開きください。

令和5年度標茶町上水道事業剰余金計算書でございます。当年度末残高で申し上げます。

初めに、資本金については、3億7,374万1,600円となります。

次に、剰余金です。

資本剰余金及び減債積立金については、ゼロ円となります。

利益積立金は変動なしで1,200万円、未処分利益剰余金は1,969万1,249円、利益剰余金合計は3,169万1,249円となります。

したがいまして、資本合計は4億543万2,849円となります。

次に、下段の表の令和5年度標茶町上水道事業剰余金処分計算書でございます。

資本金及び資本剰余金につきましては、処分額はございませんので、当年度末残高と処分後残高は同額の資本金3億7,374万1,600円、資本剰余金はゼロ円となっています。

未処分利益剰余金は、当年度末残高1,969万1,249円に標茶町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例第6条により減債積立金への積立てで1,969万1,249円を減額し、処分後残高（繰越利益剰余金）はゼロ円となります。

次に、5ページをお開きください。

令和5年度標茶町上水道事業貸借対照表でございます。

資産の部

1 固定資産、(1)有形固定資産、イ土地からホ工具・器具及び備品までの有形固定資産合計は5億7,866万8,618円。(2)無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計は43万5,376円。固定資産合計は5億7,910万3,994円です。

2 流動資産、(1)現金・預金から(3)貸倒引当金合計で2億4,389万7,402円。

したがって、資産合計は8億2,300万1,396円でございます。

次の6ページをお開きください。

負債の部でございます。

3 固定負債、（1）企業債から（3）修繕引当金までの固定負債合計は2億6,356万8,997円。

4 流動負債、（1）一時借入金から（7）その他流動負債までの流動負債合計は2,700万2,483円です。

5 繰延収益、（1）長期前受金と（2）長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は1億2,699万7,067円で、負債合計は4億1,756万8,547円となります。

資本の部

内訳につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、合計のみの説明とさせていただきます。

6 資本金につきましては3億7,374万1,600円。

7 剰余金、利益剰余金合計は3,169万1,249円。

したがって、資本合計は4億543万2,849円、負債資本合計は8億2,300万1,396円となります。

1ページをお開きください。

令和5年度標茶町上水道事業決算報告書でございます。

（1）収益的収入及び支出

初めに、収入でございます。

第1款水道事業収益、予算額合計8,976万7,000円に対し、決算額は8,625万5,752円で、予算額に比べ決算額の増減は351万1,248円の減でございます。

内訳でございますが、第1項営業収益、予算額7,875万7,000円に対し、決算額7,517万9,930円で、予算額に比べ決算額の増減は357万7,070円の減で、うち借受消費税及び地方消費税は623万8,239円です。

第2項営業外収益、予算額1,101万円に対し、決算額は1,107万5,822円で、予算額に比べ決算額の増減は6万5,822円の増で、うち借受消費税及び地方消費税は7万4,450円です。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用、予算額は8,750万6,000円に対し、決算額は6,430万3,335円、不用額は2,320万2,665円、執行率は73.5%となっております。

内訳ですが、第1項営業費用、予算額は7,964万6,000円に対し、決算額は5,746万4,357円で、不用額は2,218万1,643円、執行率は72.1%、うち仮払消費税及び地方消費税は118万6,921円となっております。

第2項営業外費用、予算額は736万円に対し、決算額683万8,978円で、不用額は52万1,022円、執行率は92.9%となっております。

第3項予備費50万円、不要額は50万円で、執行率はゼロ%でございます。

次の2ページでございます。

## (2) 資本的収入及び支出

初めに、収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項企業債だけで予算額1,210万円で、決算額も同額で、予算額に比べ決算額の増減はゼロ円でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、予算額は4,813万8,000円に対し、決算額は4,813万7,145円、不用額は855円、執行率はおおむね100%です。

内訳ですが、第1項企業債等償還金、予算額2,326万7,000円に対し、決算額は2,326万6,145円、不用額は855円、執行率はおおむね100%でございます。

第2項建設改良費、予算額は2,487万1,000円に対し、決算額は同額で、不用額はゼロ円、執行率は100%。うち仮払消費税及び地方消費税は226万1,000円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,603万7,145円は、減債積立金処分額986万8,207円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額226万1,000円、過年度分損益勘定留保資金2,390万7,938円を補填し、決算を終えたところでございます。

以上で認定第8号、令和5年度標茶町上水道事業会計決算報告書の説明を終わります。

○委員長（本多耕平君） 続いて、監査委員から決算審査意見書の補足説明がありまし  
たら許します。

代表監査委員・佐々木君。

○代表監査委員（佐々木幹彦君）（登壇） それでは、少し時間をいただきまして、令和5年度決算審査の意見書につきまして、説明をさせていただきます。

まず、一般会計及び特別会計、基金運用状況、財政健全化についての意見書でございます。

### 第1審査の概要

1. 審査の対象は、（1）令和5年度標茶町一般会計歳入歳出決算、（2）国民健康保険事業事業勘定特別会計から簡易水道事業特別会計までの6特別会計歳入歳出決算、（3）附属書類は、令和5年度標茶町各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、令和5年度標茶町各会計決算に係る実質収支に関する調書、令和5年度財産に関する調書であります。

2. 審査の期間は、令和6年7月23日から令和6年7月26日までであります。

3. 審査の手続、この決算審査に当たりましては、町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金の運用状況につきまして、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施いたしました。

### 第2審査の結果

町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金の運用状況は、全て法令等に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理も、総体として適正に行われているものと認められました。

### 1. 決算の概要

令和5年度の一般会計と特別会計を合わせた総決算額は、2ページの表に示されているように、歳入総額は158億8,112万1,914円、歳出総額は155億4,049万2,696円で、歳入歳出差引き額は3億4,062万9,218円、翌年度へ繰り越すべき財源は9,107万5,000円、実質収支の額は3ページの表に示されているように2億4,955万4,218円の黒字であり、これから前年度の実質収支額を控除した単年度収支も6,503万4,194円の黒字となっております。

また、町債の状況は、4ページ上段の表のとおり、一般会計、特別会計の町債発行額は10億1,215万2,000円、償還額は13億4,566万9,236円で、年度末の残高は合計で156億8,325万9,737円となり、前年度に比べ3億3,351万7,236円の減少となっています。

4ページから13ページにつきましては、一般会計の財政の構造、予算の執行状況等について記述していますが、省略をさせていただきまして、14ページの結びのところで説明をさせていただきます。

14ページ6行目、後段のところからですが、一般会計歳入歳出決算の状況は、歳入125億6,303万9,302円、歳出123億7,225万6,215円で、歳入歳出差引き額は1億9,078万3,087円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は9,107万5,000円で、実質収支の額は9,970万8,087円の黒字、単年度収支は559万7,563円の赤字となっています。

一般会計の財政構造について見ますと、歳入は主軸となる町税が前年対比98.6%の11億4,074万7,592円となり、地方交付税は101.0%の49億6,146万3,000円となっています。さらに不足する財源は、地方債の借入れや基金の取崩し等によって賄われ、その構成割合は自主財源が38.2%、依存財源が61.8%となっています。

一方、歳出の執行率は97.3%で、その構成割合は義務的経費が30.0%、経常経費は33.0%で、ともに前年度より増加していますが、投資的経費は17.0%で前年度より減少しています。

次に、主要な財務比率で見ますと、財政力指数は0.224%で前年度より0.003ポイント悪化。経常収支比率は91.8%で前年度より0.1ポイント悪化しており、通常75%程度に収まることが妥当とされていることから、依然として地方財政は厳しい状況にあります。公債費比率は7.8%で1.0ポイント改善されており、通常15%とされている警戒ラインをクリアしています。実質公債費比率は9.2%で前年度より0.1ポイント悪化していますが、地方債許可団体移行、この「移行」という字が誤っておりまして、移る移行でございます。申し訳ございません。移行となる18%をクリアしております。

基金積立金につきましては、財政調整基金など16の基金全体で4億2,784万5,444円減少し、本年度末残高は35億6,832万5,482円となっています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表が義務づけられている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は、いずれも早期健全化基準以下となっています。

4行ほど飛ばしますけれども、自主財源の中でも大きな割合を占める町税や、町民が直接受益を得ている税外収入金に多額の収入未済額があり、令和5年度の収入未済額（現年度滞納繰越分を含みます）は、町民税においては、個人と法人で前年度より58万9,110円減少したものの908万2,055円となっていますし、固定資産税の収入未済額は5,630万6,478円となっています。

また、税外収入未済額は2億6,932万9,834円で、農業費分担金、児童福祉費負担金、農業用水道使用料、住宅使用料、アイヌ住宅改良資金貸付金元利収入などは依然として多額となっていることから、さらなる徴収対策が望まれます。

財政運営がますます厳しさを増す中で、引き続き徹底した諸経費の節減と事業の重要度・緊急性の優先順位を見極めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるべく、行政の簡素化、効率化による行財政運営によって、今後も健全財政が維持されることを期待いたします。

次に、15ページ、3. 特別会計、（1）国民健康保険事業事業勘定特別会計であります。16ページ下段の結びの欄で簡単に申し上げます。

令和5年度末の世帯数は1,168世帯で、前年対比44戸減少、被保険者数は2,124人で、前年対比126人減少しています。本年度の歳入歳出決算は、歳入10億8,209万7,464円、歳出は10億8,001万4,811円で、前年度に比べ歳入歳出ともに3.4%増となり、歳入歳出差引き額は208万2,653円の黒字であります。歳入では、基本財源の国民健康保険税の収入率が94.5%であり、収入未済額は1,573万6,285円、不納欠損額は37万1,300円となっています。また、一般会計からの繰入金は、前年度に比べ3,442万9,474円増の1億3,013万7,474円となっています。歳出では、保険給付費が6億4,925万7,309円で、前年度より3,447万8,520円増加しています。

当会計の安定運営には保険税収入の確保が重要な課題であり、総体として依然厳しい収納環境ですが、負担の公平性の観点からも引き続き収納向上対策に努められるとともに、医療費負担抑制につながる健康づくりの住民啓発や、各地域や関係団体と連携協力した効果的な事業の推進とあわせて、財政の健全運営の確保に努めることを期待します。

次に、（2）の下水道事業特別会計でございますが、17ページ下段の結びの欄で申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況は、歳入4億3,321万7,570円、歳出4億42万1,088円で、前年度に比べ、歳入は15.7%減、歳出は22.1%減となり、歳入歳出差引き額は3,279万6,482円となっています。

また、本事業の基本財源であります下水道使用料等（分担金・負担金を含みます）は、収入未済額が前年対比36万4,130円増の477万5,788円、不納欠損額は14万5,000円となっています。今後も収納対策の強化を図り、健全な財政運営の確保に努めることを期待します。

下水道事業は、生活環境整備の重要施策の一つであることから、引き続き効率的・効果的な運営をされることを望みます。

続きまして、（3）介護保険事業特別会計の保険事業勘定と（4）の介護サービス事業勘定をあわせて18ページの下段の結びの欄で説明いたします。

保険事業勘定では、歳入8億8,898万8,209円、歳出8億1,601万2,360円で、歳入歳出差引き額は7,297万5,849円の黒字となっています。歳入では、基本財源の保険料の収入未済額が前年度比2.6%増の372万9,410円となっており、当会計の持続的・安定的な運営を図るため、保険料の収納対策を図る必要があります。また、繰入金は1億5,458万5,200円で、前年度より37万8,100円減少しています。歳出では、保険給付費が6億7,600万19円で前年度より2,816万2,756円減少していますが、高齢化が進む中、今後増加することが想定されます。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳入が5億3,986万2,305円、歳出5億3,986万207円で、歳入歳出差引き額は2,098円の黒字となっています。歳入では、基本財源のサービス収入が2億7,700万1,078円で前年度より2,424万8,342円減少し、繰入金が2億6,254万4,000円で前年度より152万9,000円増加しています。歳出では、サービス事業費が5億3,986万207円で前年度より2,289万8,749円の減少となっています。少子高齢化が進む中、要介護認定者は今後さらに増加が想定されますが、地域に密着した介護サービスを提供し、高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを進めることを期待します。

次に、（5）後期高齢者医療特別会計であります。

19ページの結びのところで簡単に申し上げます。

歳入は1億3,087万7,056円、歳出1億3,025万4,608円で、歳入歳出差引き額は62万2,448円の黒字となっています。歳入では、一般会計繰入金が3,618万646円で前年度より92万7,266円増加しています。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が1億3,006万1,926円で、支出済額のほとんどを占めています。

当会計は、少子高齢化や医療費の増加等により、今後さらに町の負担が増えることが予想されることから、健全な財政運営の確保に努めることを期待します。

続きまして、（6）の簡易水道事業特別会計であります。

20ページの結びの欄ですが、本年度の歳入歳出決算の状況は、歳入が2億4,304万8円、歳出は2億167万3,407円で、歳入歳出差引き額は4,136万6,601円の黒字となっています。歳入では、基本財源の使用料で収入未済額が105万5,460円発生しており、今後についても収納対策の強化を望むとともに、今後さらなる健全な財政運営の確保に努めることを期待します。

続きまして、21ページ、4. 財産に関する調書でございますけれども、当年度における異動及び年度末現在高は表のとおりでございます。また、有価証券は根室中標津空港ビルなど2社で110万円、出資による権利はT A C S（タックス）しべちゃなど11団体で4,418万3,500円となっております。

続いて、22ページの令和5年度標茶町基金の運用状況審査意見であります。

1から3までは省略させていただきまして、4の審査の結果でありますと、審査に付された令和5年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係諸帳簿と照合した結果、誤りのないものと認められ、また、基金運用状況は妥当であると認められました。

ちなみに、令和5年度末の現在高は、前年度より4億2,784万5,444円減少し、35億6,832万5,482円となっております。なお、表につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、23ページの令和5年度標茶町財政健全化審査意見であります。

1から3までは省略をさせていただきまして、4の審査の結果及び意見でありますが、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

健全化判断比率では、実質公債費比率9.2%で、前年度比0.1ポイント悪化していますが、これは公共投資などを積極的に実施して、その財源として地方債を活用してきたことにより地方債の元利償還金が増加したことによるもので、今後とも公債費負担の適正化を進めていく必要があります。

一方、将来負担比率は56.4%で、前年対比10.1ポイント悪化しています。これは地方債残高、債務負担行為の支出予定額ともに減少したものの充当可能財源等が減少したことによるもので、今後も有利な起債の効果的な活用を図るなど、将来的な財政負担に十分留意した財政運営を求めるところであります。

次に、別冊の標茶町公営企業会計決算審査意見書に移らせていただきます。

まず、令和5年度標茶町病院事業会計決算審査意見であります。

## 第1審査の概要

1 審査の対象は、令和5年度標茶町病院事業会計決算。

2 審査の期日、令和6年6月21日に実施いたしました。

3 審査の書類は、（1）決算報告書、（2）アの損益計算書からエの貸借対照表までの財務諸表、（3）アの事業報告書からオの企業債明細書の附属書類であります。

4 審査の方法、審査に当たりましては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状況を適正に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

## 第2審査の結果

審査に付された決算書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計算はいずれも正確であるとともに、令和6年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認められました。

また、財務事務につきましても、総体として適正に執行されたものと認められました。

審査結果の概要は、以下のとおりでありますと、6ページの下段まで省略させていただき、その下の結びの欄の3行目から説明させていただきます。

令和5年度病院事業は、内科、外科、婦人科、小児科、リハビリテーション科の5科目により経営に当たっています。

当年度の業務量は、入院延べ患者数7,515人、外来延べ患者数2万4,312人で、前年度と比較すると入院は963人、外来は1,063人の減少となりました。これらに従事する職員は、令和6年3月31日現在92名となっています。

経営成績は、総収益11億4,378万3,637円、総費用11億4,327万4,620円で、差引き純利益50万9,017円が計上されました。

医業収支では、医業収益が6億3,748万2,865円、医業費用が10億9,895万982円、差引き4億6,146万8,117円費用が上回っておりますが、不足額につきましては、一般会計からの補助金と負担金4億8,390万円を主なものとする医業外収益により補填されています。

また、医業費用は前年度比95.1%で、人件費の減少が主な要因です。

資本的収支につきましては、収入が1億49万円で、支出が器械・器具購入、企業債償還金等の資本的支出額1億8,434万1,341円執行され、不足する財源は減債積立金処分額と過年度分損益勘定留保資金で補填されています。

自治体病院を取り巻く医療環境は、医療従事者の確保の問題や住民の減少に伴う患者数の減少等により、厳しい状況にありますが、町民の生命と健康を守り、安心・安全な日常を支えていくため、病院関係者はじめ行政や町民が一体となって安心して受診できる病院づくりに取り組み、町民の期待に応えることができるよう、一層の経営努力を望むところであります。

最後に、標茶町上水道事業会計であります。

令和5年度標茶町上水道事業会計決算審査意見であります。

## 第1審査の概要

1 審査の対象は、令和5年度標茶町上水道事業会計決算。  
2 審査の期日、令和6年6月24日に実施をいたしました。  
3 審査の書類は、（1）決算報告書、（2）アの損益計算書からエの貸借対照表までの財務諸表、（3）アの事業報告書からカの一般会計借入金明細書の附属書類であります。

4 審査の方法、審査に当たりましては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状態が適正に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

## 第2審査の結果

審査に付された決算書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数はいずれも正確であるとともに、令和6年3月31日現在における財政状況及び経営成績が適正に表示されているものと認められました。

また、財務事務につきましても、総体として適正に執行されたものと認められました。審査結果の概要は以下のとおりでございますが、7ページの中段ほどまで省略をさせていただきまして、その下の結びの欄の8行目から説明させていただきます。

令和5年度の経営成績は、総収益7,994万3,063円、総費用は6,025万1,814円の決算額で、差引き1,969万1,249円の純利益を生じ、減債積立金として処分されました。

財務状況は資産合計8億2,300万1,396円で、前年度と比較して556万3,782円の増加となっています。

資本的収支は、総額4,813万7,145円執行されており、この資金は企業債の発行で1,210万円を調達し、不足する3,603万7,145円は、過年度分損益勘定留保資金2,390万7,938円、減債積立金986万8,207円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額226万1,000円で補填されています。

水道料金の未収金につきましては、現年度分、滞納繰越分ともに収納対策の効果が見られ、当年度は前年度より10万5,270円減少の448万6,542円となっていますが、今後も滞納者に対しては、積極的かつ実効性のある対応に努めてください。

また、有収率が84.4%、前年度は85.8%であり、引き続き不明漏水の解決に向けての努力を望みます。

上水道経営は、給水人口の影響が大きく、人口の減少や節水意識の高まりなどから、給水収益は年々減少することが予測されますが、経費節減などの経営努力により収支のバランスが保たれ現行料金を保持することと、良質な水道水の安定的な供給のため、引き続き的確な水需要の予測、料金の収納対策、効果的な事業の執行による健全な経営、財政基盤の安定を図るとともに、公営企業として住民生活及び生産活動などの公共の福祉の増進が図られる事を望むところであります。

以上をもちまして、決算審査意見書の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（本多耕平君） これより認定8案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括質疑に分けて行います。

内容質疑は、認定第1号から認定第6号までは決算書、歳入歳出決算事項別明細書について、それぞれ歳入歳出に分け、認定第1号の歳出は各款ごとに行います。その後、実質収支に関する調書の質疑を行い、認定第7号及び認定第8号については決算附属書類、財務諸表、決算報告書の順に行います。次に主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について、次に財産に関する調書及び基金の運用状況について、次に一般会計継続費精算報告書について、次に健全化判断比率及び資金不足比率報告書について順次質疑を行います。

それでは、決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書について内容質疑を行います。

初めに、認定第1号、一般会計決算、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。ございませんか。時間はあります。どうか慌てずに見てください。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。進むのが速ければ速いと言ってください、もっとゆっくりやりますから。民生費についてございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

衛生費ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、5款労働費について質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、12款公債費について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。

13款ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、14款職員費について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、15款予備費について質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、続いて、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第1号を終わります。

次に、認定第2号、国民健康保険事業事業勘定特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第2号を終わります。

次に、認定第3号、下水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第3号を終わります。

次に、認定第4号、介護保険事業特別会計決算、保険事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、保険事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、介護サービス事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、介護サービス事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第4号を終わります。

次に、認定第5号、後期高齢者医療特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第5号を終わります。

次に、認定第6号、簡易水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第6号を終わります。

以上で認定第1号から認定第6号までの決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書の内容質疑を終わります。

次に、認定第7号、標茶町病院事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、財務諸表について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、決算報告書について質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第7号を終わります。

続いて、認定第8号、標茶町上水道事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、財務諸表について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、決算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第8号を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 産業振興のバイオガスプラントの事業モデルについて、予算として152万円ですか。

(「何ページですか」の声あり)

○委員（渡邊定之君） ちょっと待ってくださいね。29ページですね。この内容についてお知らせ願います。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） ご説明申し上げます。

こちらにつきましては、標茶町エコヴィレッジ推進協議会への負担金の助成になります。令和5年度の事業内容としましては、これまでずっとバイオガスプラントの検討に当たつては、F I Tによる売電の事業モデルを策定してまいりましたが、令和5年度はF I T売電ではなく、公共施設への電力供給や食品工場等への熱供給による事業モデルの検討を行っております。

結果としましては、地域電力自営線、熱ボイラー、ガス供給パイプラインのイニシャル、維持管理費用の負担といった問題をいずれの事業モデルにおいても解決するのが大変難しい状況であったというのが、令和5年度の事業の結果、得られたものでございます。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 以前、何度かこの議論をさせていただきましたけれども、このバイオマスの関係で集約化とかその方向というのは以前の方向性と変わらない、単独という話も議論の中で出たのですけれども、その方向性についての議論というのはどの程度されたのか。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 以前もご説明させていただいた部分ではありますけれども、これまでバイオガスプラントの計画の推進に当たっては、基本、集中型というところで検討を進めてまいりましたが、集中型とはいってもやはり処理費用については各農家さんに負担していただくことになるのですけれども、その部分についてこちらのほうで試算して導き出した経産牛1頭当たりの処理費用というのが、なかなか農家さんの希望する額というか、こちらの提示した額ではプラント建設に向けて負担が難しいということで理解が得られてきていない状況です。集中型がなかなか難しいということで、個別型についても検討というか、個別型についてはF I T売電に当たって接続検討等も必要ないのですけれども、こちらについても農家さんのほうから特に希望が上がってきていません。

（「よろしいです」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 何点かあるのですけれども、一括ということですね。違いますか。

まず、2ページです。産業の振興のところで、「耕作放棄地の発生抑止や、農業生産活動の体制整備と環境整備に効果をあげています」と。これ、日本型直接支払制度について述べているわけですけれども、まず、この耕作放棄地の発生抑止という点ですけれども、実際に具体的な調査等はされた上での表現かどうか確認いたします。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えさせていただきます。

耕作放棄地の有無、実際に耕作放棄地があるかどうかについては、毎年、各農家さんに対する聞き取りのほかに、セスナ機を使って上空から前年と比べて耕作されていない、荒廃している、耕作放棄地等がないかというのを確認してございます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） そういう調査によって、実際、耕作放棄地が今のところないということなのかと思うのですが、現状、例えば沼幌川改修、蛇行復元の工事や何かをやつ

ていますけれども、その周辺にある国営で開いた農地とか、あの状況というのは耕作放棄には当たらないという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

2ページのこの表現なのですけれども、日本型直接支払制度ということで、中山間と、それから多面的機能支払交付金の2つの事業に取り組んでいるという説明をさせてもらっています。この事業の中での効果として、中山間においては、農地利用者と協定を結び、協定農用地の中で耕作放棄地を発生させないという、そういう事業目的でありまして、その部分の説明あります。農林課長の説明は、協定農用地について上空から現地確認をしてしっかりと協定が守られているということを表現させていただいております。その他、協定以外の個別の土地については、ここでは表現からは外れています。それぞれ個別の判断というふうになろうかと思います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 理解いたしましたが、以前、標茶町の耕作放棄地についてお伺いしたときに、この表現と同様の表現で標茶町には耕作放棄地が存在しないということを答弁いただいているものですから、そことの整合性についてご説明いただけますか。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時27分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に続き委員会を開きます。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

先ほど副町長のほうからもお答えさせていただきましたが、2ページの日本型直接支払制度、具体的に申しますと、中山間地域等直接支払交付金、それから多面的機能支払交付金に関わる部分について、ここでは耕作放棄地は発生していないというふうに先ほどご説明させていただきましたが、町内にはこの交付金の対象になっていない農地もございます。それらにつきましても、耕作放棄地が今現在ないという認識でございます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君、よろしいですか。

○委員（類瀬光信君） いいです。

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

櫻井君。

（何事か言う声あり）

○委員長（本多耕平君） ごめん、類瀬君。櫻井君が先だったから。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 申し訳ないです。

3ページ、ちょっとお願ひしたいのですが、ここで労働者対策について述べておられるのですが、働きやすい労働環境、これについて町の考え、どういうふうに具体的にやったのか、軽く教えていただきたい。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

ここで申し上げていますのは、町の事業としてやっている冬期雇用対策事業、それから労働者への資金貸付け、民間林業者への検診費用の助成を行っていますということでやらせていただいているので、ご質問の働きやすい労働環境というところはここでは述べていませんので、ご理解をいただければと思います。

（「そうしたら、いいです。後で総括でやります」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 7ページです。

（「駄目だよね」の声あり）

○委員長（本多耕平君） どうぞ。

○委員（類瀬光信君） いいのですよね。

（「1回降りたらできない」の声あり）

○委員（類瀬光信君） だから、さっき聞いていいかと言ったら、いいと言ったから。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君、どうぞ。

○委員（類瀬光信君） いいですか。では、1点だけ。29ページです。

広域連携ブランド化推進事業についてです。「標茶町の農畜産物と釧路町の海産物で新たな特産品ブランドの開発を進めた。また、海藻などの未利用資源を家畜の飼料として活用することや、牛のゲップ削減によるメタン排出抑制の効果検証を進めた」とありますが、その具体的な検証の方法と、それから検証の結果について知りたいということ。今のは16番目です。

17番目の経営継承発展等支援事業、これについて令和5年度は対象者の補助申請実績がなかったということですが、どういった形で周知を図っていたのか。

それから、18番目、地域活性化事業、「畜産物加工施設が手狭になった事業者の新たな加工施設建設のための事業を実施した。」この具体的な内容について伺います。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

まず、1点目の広域連携ブランド化推進事業の令和5年度の研究内容に関わるご質問だと思いますが、こちら、メタン排出量の測定方法につきましては、実際に牛の呼気にレーザーを当てて測定するといった方法を取っております。この実際のメタン抑制効果というのは、残念ながら確認できなかったところでございます。しかしながら、ホンダワラを海藻給餌している牛については肝臓癌の発症がなかったということで、健康面についてはかなりいい影響があったということを、前年に引き続き確認できたところでございます。

2つ目のご質問の経営継承発展等支援事業の周知方法なのですけれども、こちら、事業の対象者というのが経営を継承した後継者になります。令和5年度、ちょっとごめんなさい、今、何名の後継者がいたかというのは数字を持ち合わせておりませんが、こちらにつきましては人数がたしか10名前後だったと思うのですけれども、直接個人に電話連絡をして、事業内容の説明と事業の活用について聞き取りをして確認してございます。

それから、地域活性化事業なのですけれども、こちら、令和6年度に町内の食肉加工業者が、施設が手狭になったということで食肉加工施設を新たに建設しております。令和4年度は本体工事で、建物のほうを建設しております。それ以外の部分で言いますと、機材の一部について半導体不足の関係で年度内の納入が間に合いませんでしたので、そちらの機材導入と、それから令和6年度については駐車場の外構整備を行っております。そちらの合計がここに記載しております771万1,000円です。なお、こちらの事業につきましては、農山漁村振興交付金を活用した事業となってございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君、よろしいですか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） では、16番目だけ再度確認しますが、具体的に聞きたかったのは、例えばこの海藻の利用試験、これは何頭について行って、結局ずっと肝臓癌の発生が減ったということを聞いているわけですけれども、それがどのぐらいの割合だったのか。要するに、私、実際にその試験の餌の給与を担当している関係で偶然の範囲を出ない頭数なのかと思っていて、そのところ具体的に町の側の立場から何頭に試験を行って何頭で肝臓癌の減少が見られたのかということと、未利用の海藻類などとなっているのですけれども、今お話に出たホンダワラというのは未利用資源ではないですね。既にずっと何十年も前から飼料として出回っているものなので、それ以外の釧路沿岸のそういう海藻を利用したのかどうかというところですね。ホンダワラだけは、もう既にキロ100円で餌として売っているものですから、未利用資源の活用というのは、そのところだけをもって言っているのかどうか、その確認をしたいです。

ごめんなさい。それと、メタンガスの測定方法として、恐らくガスの検知器、ガスを供給するメーカーさんなんかで使う測定器を使うと思うのですけれども、呼気自体でメタンガスを測定するという方法と、メタンガスを発生させる古細菌について、第一胃内の内容物を取ってその減少を確認するという方法があって、その古細菌の測定では、海藻を与えることによって古細菌は減るというふうになっているのです。何かそういう角度を変えた試験が必要ではないかどうか、そういうことが議題になっているかどうか、お願いします。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時43分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

未利用海藻のホンダワラについては今回研究して、それ以外の海藻というのは実験等を行わなかったのかというところなのですけれども、令和5年度につきましては、ホンダワラと、あとスジメについて同様の研究を行っております。ホンダワラは、既に委員おっしゃるとおり飼料化されて市販されております。ただ、ここで言う未利用海藻というのは、このホンダワラのほうは釧路町の老者舞漁港に生えている船の航行に邪魔となるホンダワラ、毎年駆除しているのですけれども、それらを活用するというところで、今まで活用されていなかった未利用海藻であるというふうに理解しております。

それから、未利用海藻であるホンダワラ、スジメを給与している牛の頭数につきましては、対照区3頭でございます。それをここまで、令和3年度から令和5年度も引き続き同じように対照区3頭の調査を行ってございます。

それから、あと呼気による測定以外もメタンの測定方法というのはあるのではないかという部分についてなのですけれども、令和4年度にはそのような調査をしております。実際、牛の胃に穴を空けまして、食べた食物の中の微生物の状況ですとかメタンの発生状況、当然、抑制効果を確かめるための調査を行っております。ただ、その際も有効な成果を得られていないというような、以前の議会でご説明したとおりでございます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 理解しました。

最後のメタンの測定について、SDGsの関係やゼロカーボンのことがあるので、今後も取り組んでいかれると思うのですよ。その中で、ガスの測定が今のところうまくいっていないという点で、メタンガスを発生させる古細菌についても着目していただければいいかなと思います。

以上です。

（何事か言う声あり）

○委員長（本多耕平君） 以上ですか。意見でいいですか。

○委員（類瀬光信君） 意見でいいです。

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 2点、まず4ページの下のほうに標茶町マイホーム応援事業ということで、これは本当に町独自の政策で行われているものだと思いますけれども、34ページにもその詳細について報告が上がっておりますけれども、328万3,000円ということ、令和5年度は支出したということですけれども、この実際の件数だとか、そういうことを教えていただきたいのと、あともう1点、また農林課長、すみませんけれども、ニューホーム推進事業130万円、農林課のほうの予算ですね。関西女性とのオンライン交流、酪農体験受入事業、あとナラの木会交流会の実施ということで、農業後継者対策を総合的に実施

したと載って、130万円ほどを支出しているわけなのですけれども、この内容についてお知らせいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 1点目のマイホーム応援事業の実績についてお答えします。

令和5年度におきましては、マイホーム応援事業で助成を受けた方なのですけれども、新築で3件、リフォームで15件となっております。そして、総額で328万3,000円の助成をしたという形になっております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） ニューホームの活動についてご説明申し上げます。

こちらのニューホーム推進協議会の主に農業後継者のパートナー対策ということで、これまで関西女性との交流会等の事業を行ってきております。令和5年度につきましては、北海道農業青年と関西女性との交流会ということで、こちら、大阪のほうに出向きて、町内からは農業青年4名が参加、関西女性の申込みがこの際は11名あって、2組がマッチングしております。

それから、もう1回が北海道ふれあい交流会 in しべちゃということで、こちらにつきましては、標茶町に関西の女性をお招きして交流会を開催してございます。こちらのほうは、関西女性6名が参加をしていただき、町内の農業青年は7名が参加しております。この際は4組がマッチングしているというような状況でございます。

ただ、ちょっと年度末に改めてその交際が続いているかどうかというのを確認したところ、残念ながら、いずれのカップルといいますか、いずれの組も現在連絡を取り合っていないというような状況でございました。

○委員長（本多耕平君） 松下君、いいですか。

ほかにございませんか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 23ページの5番の乳幼児健診の事業の一番下のほうにあります新生児聴覚検査の件なのですけれども、実際にこれ聴覚検査をして難聴というふうに認められたお子様はいたのかどうかというのを伺います。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

難聴というふうに診断されたお子さんがいたかどうかというご質問かと思いますが、実際、精密検査まで受けた方が1名いらっしゃいます。しかしながら、結果としては評価不能というような形となっておりますので、今後も健診等で確認を進めていくというような状況になってございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 鴻池君、いいですか。

○委員（鴻池智子君） はい。

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） 14ページの市街地循環バス試験運行、移動困窮者が生活において自らの意思で外出できる移動手段の確保を図ったということですが、これの実績について詳細に教えていただきたいということあります。

○委員長（本多耕平君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

令和5年度のいわゆるのりあいハイヤーにつきましては、令和5年6月1日から令和6年1月12日まで実施させていただきました。実績ですけれども、その期間内で申し込んできた組数で言うと396組、人数でいいますと431人という実績になってございます。

（「今、396人と言ったか」の声あり）

（「組」の声あり）

（「組の431名」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 齊藤君、いいですか。

○委員（齊藤昇一君） よろしいです。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 先ほどのマイホーム応援事業の実績だったのですけれども、リフォーム「15件」とお伝えしたかと思うのですけれども、「16件」の間違いでしたので、訂正させていただきます。

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についての内容質疑を終わります。

次に、財産に関する調書及び基金の運用状況について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で財産に関する調書及び基金の運用状況について、内容質疑を終わります。

次に、一般会計継続費精算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で一般会計継続費精算報告書についての内容質疑を終わります。

次に、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、内容質疑を終わります。

以上で認定8案の内容質疑を終わります。

◎散会の宣告

○委員長（本多耕平君） お諮りいたします。

本委員会に付託を受けました認定8案は、なお精査の要ありと認められますので、継続審査といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号は、継続審査と決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することにいたしました。

なお、明日10月3日は午前10時から委員会を開きますので、議場に参集願います。

以上で本日の委員会を散会いたします。

（午後 2時56分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために  
ここに署名する。

議長 菊地誠道

年長委員 黒沼俊幸

委員長 本多耕平

## 令和 5 年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

### ○議事日程（第 2 号）

令和 6 年 10 月 3 日（木曜日） 午前 10 時 00 分 開議

#### 付議事件

- 認定第 1 号 令和 5 年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2 号 令和 5 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3 号 令和 5 年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4 号 令和 5 年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5 号 令和 5 年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6 号 令和 5 年度標茶町簡易水道事業特別会計決算
- 認定第 7 号 令和 5 年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 8 号 令和 5 年度標茶町上水道事業会計決算

### ○出席委員（10名）

委 員 長 本 多 耕 平 君	副 委 員 長 鴻 池 智 子 君
委 員 深 見 迪 君	委 員 櫻 井 一 隆 君
〃 齊 藤 昇 一 君	〃 黒 沼 俊 幸 君
〃 長 尾 式 宮 君	〃 松 下 哲 也 君
〃 渡 邊 定 之 君	〃 類 瀬 光 信 君

### ○欠席委員（0名）

なし

### ○その他の出席者

議 長 菊 地 誠 道 君

### ○委員会条例第 19 条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	長 野 大 介 君
企 画 財 政 課 長	齊 藤 正 行 君
税 務 課 長	石 黒 敬 一 郎 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君

農林課長兼	村山 尚君
農委事務局長	
住民課長	村山 新一君
保健福祉課長	浅野 隆生君
建設課長	富原 稔君
観光商工課長	三船 英之君
水道課長	油谷 岳人君
育成牧場長	若松 務君
病院事務長	伊藤 順司君
やすらぎ園長	穂刈 武人君
教育長	青木 悟君
教委管理課長	神谷 学君
指導室長	富樫 慎也君
社会教育課長兼	菊地 将司君
中央公民館長	
監査委員	佐々木 幹彦君
監査委員	鈴木 裕美君
監査事務局長	齋藤 和伸君
会計管理者兼	齊藤 真希君
出納室長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤 和伸君
議事係長	熊谷 翔太君

(委員長 本多耕平君委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長（本多耕平君） 昨日に引き続き、令和5年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員10名であります。

(午前 9時56分開議)

◎認定第1号ないし認定第8号

○委員長（本多耕平君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

これより認定8案の質疑を行います。

議案8案一括して総括質疑を許します。

質疑ございませんか。

長尾委員。

○委員（長尾式宮君）（発言席） おはようございます。私のほうからは1点、GOGOチャレンジの件で質問いたします。

GOGOチャレンジ、制度としてもう多分20年以上、町民はじめ事業を起こす方が利用してきたかと思うのですけれども、そろそろ見直しをしてもいい感じしております。その理由としては、昨今見ていると何か、標茶町もそうですけれども、よその町でも結構若い人たちが移住を機に自分で商売を始めるというケースが多いのかと意識しているせいか、そういうことが目についているなということがあります。

そういった中で、GOGOチャレンジ自体は町在住の人も利用できるものですけれども、これから標茶町としても人口を増やすための移住政策、今まで以上に多分力を入れていくと思うのですけれども、移住する人たちの目に留まるような、そういった施策があってもいいのではないかと思っております。ほかの自治体を引き合いに出すわけではないのですけれども、場合によっては釧路町だと新規事業に対して300万円、移住に対して、ちょっとはつきりはしていないのですけれども、30万円だったか50万円とか、そういうふうにやっている自治体もあります。別に他の自治体と競えと言っているわけではないのですけれども、ただ、移住を考えてそこで商売を始めようとしている人たちにとっては、やっぱりそういったことは判断材料の一つになるのではないかと思っております。ですので、GOGOチャレンジ自体はすごく使い勝手のいい、といった制度だと思うのですけれども、またちょっと別の視点からそういった制度を見直していただけたらと思いますが、所見のほうを伺います。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

GOGOチャレンジショップですけれども、町内の空き店舗対策ですとか、町内の方への企業支援、あるいは異業種への新挑戦を支援するという目的で平成19年にスタートした事業でございまして、令和5年度までに47件の実績がございます。

この制度ですけれども、2年間の時限立法として運用されております。見直しに当たっては、これまでの実績や課題を整理しまして、他の自治体の成功事例、それから新たな取組についても情報収集を行った上で、本事業が地域経済の活性化、雇用創出、それから最近ですと事業承継の話も出ていますので、そういうものに対応できるような、より効果的に機能するような研究を進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 移住のお話がありましたので、担当課からも答弁させていただきたいと思いますが、委員ご指摘のとおり、移住の部分、私どもも大阪ですとか東京ですとか移住フェア等々に行って、本町のPR含めて本町の紹介をさせていただいているところでございます。今年も令和5年度含めまして行っているところでございますが、やはり委員ご指摘のとおり、他の自治体と競うわけではないのですけれども、標茶の目玉としてそういった1つの武器になることは間違いない部分であります。

今、観光商工課長がご答弁申し上げたとおり、競うという意味ではないのですけれども、他の自治体の状況、図らずも20年ぐらい前に私もGOGOチャレンジショップに関わった1人であり、当初から制度が経年している部分もありますので、現状の部分と乖離があるのかどうかも踏まえて、一緒になってその部分は検討し、それが1つの標茶町の武器になるような形で推し進めていければなど、今、考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（本多耕平君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） よろしくお願ひします。終わります。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君）（発言席） まず初めに、私、多分昨年も決算委員会で質問したと思うのですけれども、いわゆる歳入における収入未済額の対応、それについてお聞きしたいと思っております。

監査委員からの意見書の中で、ほぼ全ての分野において収入未済額が発生している、また、税そのものではなく税外収入金に対してでも、やはりいまだに未済額があつて、その都度意見書に記載されてくるということで、私も非常に残念な気になってしまふわけなのですけれども、その中には、いろいろ調べてみると固定化されているものも非常にありますよね。本当に金額は少ないのでけれども、例えば軽自動車税だとかというのも全く昨年、一昨年と同じような金額がそのまま未済額として残ってきておりますし、特に大き

な金額、約3,000万円近いものもあります。その収納対策の基本的な取組について、どのように対応していくのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 税務課長・石黒君。

○税務課長（石黒敬一郎君） お答えしたいと思います。

税の未済額の取組等についてのお話になりますけれども、令和5年度の収納率につきましては、個人住民税と固定資産税が前年度比の徴収率を下回っており、普通税合計でも0.14ポイントの減となっております。委員ご指摘のとおり、普通税におきましては特に固定資産税において、大口の滞納がありまして、全体の徴収率を大きく低下させているという実態がございます。未収額の状況につきましては、現年度分で145万6,613円増加しております、現年、滞縛を合わせまして389万1,122円増加しております。滞納者の状況でそれとも、30万円以上の高額滞納者、1人当たりの額自体は減少しておりますが、総額と人数は増えている状況にあります。

委員、ご質問の徴税に対する考え方でそれとも、まず滞納者におきましては、折衝や相談により納税を促すことを基本としております。ただ、場合によっては諸事情によりどうしても納税することができない方も中にはいらっしゃいますので、基本的に地方税法の規定に基づき、生活状況を注視した上で滞納処分の執行停止を検討したり、不納欠損等を行っております。その一方で、担税力がありながら督促や催告に応じなかつたり、分納誓約の不履行など悪質な納税義務者の方に対しては、滞納処分を実施したり、釧路・根室広域地方税滞納整理機構へ引き継ぐ等の措置を実施しております。今後とも引き続き、公平性を確保する上で、徴収強化に努めた取組を行ってまいりたいと認識しているところでございます。

なお、税外においても、公債権や私債権によって多少異なる部分はあるかと思うのですけれども、基本的な徴収に対する考え方と同じと認識しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 行政、自治体は、町民に対して、いかなる人に対しても常に公平で平等な対応を取っていかなければならない。そういう立場の中において、いろんな使用料、負担金を支払われている、真面目にきちんと納税している方のいる中で、本当に一部かもしれないけれども、滞納を繰り返され、また、現年度課税においてもそういうことを発生させてしまうという方が現実としているということでは、私もちょっと心が痛むというか、じくじたる思いはしているわけなのですけれども、ぜひとも一生懸命取り組んでやっていただきたいと思います。

昨年、滞納整理機構で本庁舎の中でその入札をやりましたよね。私もそれをちょっと拝見して2、3点入札して落としたような経過があるわけなのですけれども、本当にここまで、ああいうものまで差押えをして、そして処分をして税金に充てていかなければならぬのかなと思うと、本当に寂しさというか、わびしさというか、そういうのも感じたわけなの

ですけれども、そういうことでは私、直接担当する職員は本当に大変だと思っておりますので、ぜひとも粘り強く対応していっていただきたいと、お願い申し上げたいと思います。

次にいきます。

昨日、質疑の中で申し上げたのですけれども、ニューホーム推進事業、農林課の管轄で行っておりますけれども、約130万円、関西女性とのオンライン交流、酪農体験受入事業、ナラの木会交流会の実施、農業後継者対策を総合的に実施ということで載っているわけなのですが、この事業が大体いつ頃から始まってきたのか、まずそこからお聞きしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

標茶町ニューホーム推進協議会につきましては、昭和63年の設立でございます。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） このニューホーム推進事業、正式に行政としてこの事業を行ったのは昭和63年かと思いますけれども、その前から多分専門の職員を置いてJAや行政が関わったのかとか、その前段はちょっと分からぬのですけれども、おそらく行われていたと思いますが、私が結婚した後にこの事業、正式にはニューホーム推進事業というものが行われたと思うのですけれども、その前までは、やはりいわゆる花嫁対策と、農村花嫁対策という事業の中で執り行われてきた。そのときの農村に対するイメージというものがどうであったか。それによって農家へ嫁さんに来る人が少ないということで、多分専門員の方を置いて取り組まれたのではないかなと思います。

いわゆる3Kと言われていた、特に農家はそのプラス、4Kであったり、また、そのほか毎日の仕事があるという中でお嫁さんを探す時間もないということで、そういう事業がそういうイメージでもって、これはお手伝いしなければならないのではないかということで、こういう事業が始まったのではないかと思うのですけれども、昭和63年といいますと、今年は令和ですから、これも約40年近く経ちますよね。そういう中で今の時代の変化ということで考えていきますと、農家のイメージというのをどのように捉えているのかということを考えていくと、これを40年間延々と続けてこられてきたということでは、やはり私はここで一度見直しをするべきではないかという気がしております。世の中、農家は今、それほど3Kでもないけれども、そういうイメージをもってこの事業を進めているのかなという気がしてならないのです。

それと、今の時代に結婚をする、しないは個人の自由であって、あえてここで何だから農家の後継者に対しての嫁さんを世話をしなければならないとか、そのお手伝いを行政が行うというのは果たしていかがなものかという気もしておりますけれども、そこら辺の考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

まず、1点目の酪農のイメージの払拭に関わるご質問の部分についてなのですが、委員おっしゃるとおり、かつてはきつくて汚い大変な仕事だというイメージを持っておられる方が多くいらっしゃったと思いますし、今現在も同じようなイメージを持っている方も少なくないと考えております。ただ、近年は酪農現場においても作業の分業化であったり、ヘルパーの活用など労働力負担軽減が図られて、かつてとは状況が大きく違っていると考えているところでもございます。そのことにつきましては、この後継者のパートナー対策に限らず、担い手対策も含めてもっとアピールしていかなければならないとは考えているところでございます。

それから、結婚する、しないは個人の自由で、行政の関わりはどこまで踏み込んでいくべきなのか、そこまで行政として関わっていかなければならないことなのかというご質問につきましては、昨日ちょっとお話をさせていただいたのですけれども、令和5年度のニューホーム推進協議会の取組の中で交流会等を実施しておりますが、マッチングしたけれども交際が継続していないというような現状をお伝えしております。今後、どのような活動をすべきかというところについては、ニューホーム推進協議会の中で検討を当然のことながら行っておりますし、議論しているところでございます。

ただ、ナラの木会、町外から酪農家に嫁いでいただいた方が集う会でございますけれども、そちらの会員の方、今現在46名、50名弱の会員数がいるとのことでございました。それから、ここ数年のニューホーム推進協議会の取組を通してご成婚された方も2組おります。大変大きな成果だと担当課としては思っております。

しかしながら、今現在、出会いの場というのも対面ではなくても、例えばSNSとか、あとマッチングアプリなんかでもご成婚される方が今では少なくないと思います。いろんな形があると思いますので、そういうことを通じての交流の場についても、このニューホーム推進協議会の中で検討してまいりたいなと思いますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

○委員長（本多耕平君）　松下君。

○委員（松下哲也君）　1つの事業を40年続けるということは非常に長いかなと。ただ、そこではどうしても費用対効果とか、なかなかそれでは図れないものがある中で、では40年そのまま続けていくということに対して、私はもうちょっとその都度やはりきちんと今の時代に合った何か新しい取組というものを追求していくべきではないのかというような気がしておりますので、やめろとは言いません、もっとまた何か新しい形での取組を検討していただければなと思います。

（何事か言う声あり）

○委員（松下哲也君）　次、3つ目なのですけれども、令和5年ですから、あえてかや沼観光宿泊施設と申し上げますけれども、9月30日にグランドオープンいたしました。令和5年に建物が完成いたしまして、それなりに維持管理をされてきたと思います。これは令和5年度の話ではありませんから、ちょっと私も迷ったのですけれども、緊急を要するかなと思いますので、あえてここで申し上げておきたいと思います。先日グランドオープンし

たときに私もぐるっと見て回ったのですけれども、いわゆる非常階段は使うことがあってはいけない階段だと思っておりますが、その階段が非常にさびていて、さびが浮いている状態であるということでは、ちょっと点検で見落とされたかなという気がしております。もし、災害時にあの非常階段を使うといったときに避難する方はどういう状況で、例えば避難をするのか。下手したら、はだしで避難をするというようなことがあっては、おそらく足の裏が切れてくるような状態になる非常階段でございます。ぜひともこれは早急に再度点検をして、何らかの善処をお願いしたいと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） かや沼観光宿泊施設の非常階段の質問でしたので、工事の担当した私どものほうからお答えしたいと思います。

改修計画の実施設計を行っている段階では、若干のさびは発生しているものの安全上問題がないという判断を実際しておりました。私、工事中にも実際に何度か使ってみて、さびは見ていたのですけれども、そこまでは大丈夫かなという状況でしたけれども、実際に建物が完成して2年が経過して、最近さびが進行している状況を確認しております。ただ、物自体としては鋼板の厚さが極端に薄くなったりなどという危険な状況ではないということは判断しております。委員がおっしゃるとおり、はだしで逃げて足の裏をけがするような危険性も考えた上で、今後、状況を見ながら防食塗装など適切なメンテナンスを実施してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） よろしくお願いしたいと思います。

日本のいろんな事故、火災等で非常階段がさびて底が抜けたとか、倒れたとか、そういうニュースもたまに聞きます。まだ強度的には十分、私は対応できるものであるなとは思っておりますけれども、施設はすでにオープンいたしました。当然、なかなか工事をやるといつても今度また騒音だとか、そういうことで宿泊客に影響が出ないとも限りませんので、そこら辺は指定管理者と十分協議した中で宿泊客に影響がないような時間帯でもっての工事を進めていくべきではないかと思いますので、今すぐとは言いませんけれども、近いうちにその対応策を検討していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君）（発言席） さきに質問に立たれた松下議員から、税外収入の未済額の固定化されているものについて触れておられました。以前からちょっと気になっていることが1点ありますので、それをまずお聞きしたいと思います。それはアイヌ住宅改良資金貸付金の部分でございます。3,000万円を超える金額、これは令和4年、5年と金額、調定額、収入額、変化がないわけですけれども、それ以前は多少であっても収納されて金額に変化が出ていた部分だと思うのですけれども、実際にどういった体制で徴収をされて

いて、そして今般そういったところで収納が進まない原因というのをどのように考へているかお聞きします。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

アイヌ住宅改良資金貸付金元利収入の部分でございますが、文書等で収納のお願いをしている部分もございますが、なかなか難しいというような状況でございます。また、対象の方がお亡くなりになられているということもございますので、なかなか難しい部分があるのですが、できる限り収納していただけるよう対応してまいりたいと考えております。

質問の中にございましたけれども、過去には少ないながらも収入があったというようなお話をいただいておりますが、そこにつきましては当該年度の収入でございまして、その部分は全て終了しております。現状、滞納繰越分だけの調定となっておりますので、なかなか収納に至らないことがありますけれども、今後も引き続き収納していただけるよう対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 要するに滞納繰越分については変わっていないということだったわけですけれども、実際には塘路地域出身の方が標茶町に移り住んでからも自主的にそういった資金を借りている方のところを回って、経済状況であるとか、それからお子さんの状況であるとか、仕事の状況であるとか、いろんなことを聞き取りしながら一軒一軒回っていた方が実際にはいらっしゃいます。ただ、ご本人が高齢になったこともあるって、そういうことを現在は行っていないのです。だから、滞納繰越の分、現年度分についてもそういうですけれども、こういった経済状況が厳しい中でむしり取ってこいとか、差し押さえなさいとか、そういったことではなくて、そういった方々が実際に社会の中でいろんな差別を受けたり、不利益を被っていたり、そういったことが元になってこういう制度ができるということを考えれば、そういった該当する方々が今どんなふうに暮らしているとか、お子さんがきちんと進学できているとか就職できているかとか、そういった部分について、徴収ということに軸足を置かなくてもいいですから、しっかりと実情を把握するような取組があってもいいのではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

実際に町としては、アイヌ文化の伝承であるとか、そういった部分に関して数億円という単位の補助金等をもらっているわけです。そのことと、このことは別と言わればそれは別なのですけれども、そういうふうにいいところはいいところとして利用している、だけれども、そういったもしかしたら苦しんでいるかもしれない方々に対して、光を当てていないような印象を持つてしまうわけですけれども、何かしらその実態をきちんと把握して、ご相談に乗れるようにとか、そういった施策を進めるわけにはいかないものでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

前段の滞納について、以前は徴収員を置いて各ご家庭をお回りしていたというようなご指摘もございましたけれども、その部分につきましては、現年度分の徴収がなくなった段階で、高齢でもあるというようなことで当時の方がお辞めになられたと理解をしております。先ほども申し上げましたけれども、現状、お亡くなりになられた方ですとか、転出された方等もいらっしゃいますので、調査までというのはなかなか難しい部分がありますけれども、先ほども申し上げましたとおり収納には努めてまいりたいと考えております。

アイヌ文化の部分ですけれども、私の保健福祉課では具体的に文化の継承等、方向性とかということは、現状、ございませんけれども、何らかの形で対応が必要になってくることもありますので、そこにつきましては今後研究をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） いずれにしましても、一方ではそういったことで地域の観光ですか、そういったことにアイヌ文化というところで恩恵を受けている部分もある。でも、一方で当事者たちの生活というものは大変厳しい、そういう現状にあるということを今の答弁の中からも伺うことができるわけです。そういった意味で、現年度分に関して徴収されていた方については、その任が終わったのでということですけれども、過年度分に関しても、どんなことが困難であるとか、どんなことで悩んでおられるとか、そういったことを知る意味でも、何かしらの対応をして状況を把握して、そのことが必ずしも収納に結びつかなくとも私は構わないと思うのです。ただしっかりとそこに対応する施策というものを今後研究していただきたい、そう思います。

2点目の質問です。

1996年に標茶町が立ち上げ、その後、町民によって運営されてきたN P O 法人標茶インターネットプロジェクトは、2019年、町からの契約が打ち切られたことによって実質休止しています。標茶インターネットプロジェクトが使用していた sip.or.jp というドメインについては、標茶町が仲介して事業を継承した釧路市内の民間プロバイダーに引き継がれて、現在も使用されています。しかし、このドメインが町長名で更新されていることから、支出を伴っているか否かと、その事実関係の調査を以前求めていたところです。その後、今回、令和6年9月1日の時点でも依然として町長名で更新されていることが判明しています。令和5年度における関連支出の有無と、このことについての事実関係について説明を求めます。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時43分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず、佐藤吉彦という町長ドメインの部分なのですけれども、一応、当時の事務局の名前として残っているというような状況でございます。ドメインについては本町では所有していないので、それに係る支出はしてございません。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） そのとおり、NPOが設立された時点での事務局長の名前ということで、ただ、現状において町長ということになるので、町長名という言い方をさせていただきましたけれども、事実関係で言うと、1996年に町が設立された当時は多分このドメインの取得に係る経費は町で出したと思うのです。そこから2018年までの間、SIP、要するにNPOでは一回もこの更新経費、実は支出されていません。だから、そのことに関しても調べてほしいということで以前に申し上げたところで、町長名か当時の事務局長名かというのは別に問題ではないです。今もそういうふうに名前が残っているということ、町が始めたときのその人の名前が残っていて、手続も行われていて、そのお金がどこから出たか分からないということ。少なくとも2018年までは1996年当時と変わらない状況で支出がされていたのではないかということです。NPOのほうでは一度も支出していないということなのです。だから、調べてほしいのです。それだけです。まずは、その事実確認をきちんとしてほしいということです。いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） 今後確認したいと思います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 次に、引退馬の預託料についてです。

先に確認したいのは、標茶町では乳牛の預託事業ということをやっておりますので、その場合、預託料というのは、どういったことを基礎にして算定するかということをまず伺いたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えいたします。

標茶町育成牧場の使用料につきましては、最近の見直しでは令和2年4月1日に行われておりますが、その中で乳牛の牧場使用料というものが定められておりまして、夏の放牧期の使用料と冬の舎飼い期の使用料に分かれております。毎日かかる経費というもの、積み上げやすいものという点では餌の部分、配合飼料も含めて添加剤などがありますが、牧場が利用者に求められている、牛を健康に育ててしっかりと妊娠牛としてお返しするという、そういう目的を達成するために、例えば牛の健康を維持するための牛舎の環境を整える敷料ですか、牧区の整備に使う黒ボク、山砂、鉄パイプですか、有刺鉄線ですか、やはりかかるものは多くございます。そういうものを積み上げながら目的達成の支障にならないような範囲を定め、使用料として積算していると認識しております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） それでは、本題ですけれども、引退馬の預託料については月額9万円、それと町有馬の預託料は月額5万9,000円と認識しているところですが、これは間違いありませんか。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答えします。

令和5年度の分で申し上げますと、屋外放牧の預託料については、町内事業者さんが頂くお金については月額税込み5万5,000円、それから厩舎飼いについては月額8万8,000円税込みです。それから、町有馬の預託に関しては月額5万9,400円税込みでございます。

以上でございます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） すみません。引退馬の預託、夏と冬で違うということでございましたけれども、この2件はそれぞれ軽種馬か在来の北海道和種馬ということで、実質管理経費に差違がないと考えるのですが、実際には放牧を伴っているか伴っていないかとか、いろんなことはあるのでしょうかけれども、今のご説明だけだと単純に差があるのかなというふうに思うのですが、まずその理由を確認しなければならないです。

それと、軽種馬も、例えば在来の北海道和種馬も体重は400キロから500キロ程度であって、必要な粗飼料の量というのは原物で体重の大体6%、乾物で4%が適量とされておりますので、良質の乾草は町内で取れるもので1キロ当たり20円から30円なのです。そうすると、体重から考えて、粗飼料の値段も考えて、1日にかかる餌代というのは500円程度ということになります。その他、今、牧場長がおっしゃられたように、その馬を健康に保つための、例えばワクチンの接種であるとか、環境を整えるための敷料であるとか、そういうものを積み上げていくことになるのですけれども、それを加味しても、いわゆる預託の市場の中ではかなり高額のほうの料金設定になっていると思うのです。

それで、私たちもそうだし、実際に預けられている方にも説明できるような、今、牧場長がおっしゃられたような料金の決定に至る経費の積み上げというのは現状でできているかどうか、それから町で預けている馬と、それから引退馬の料金の差額についても少し説明をいただきたい。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答えします。

預託の金額について、夏冬、差額というか、差違はございません。共同放牧か厩舎飼い、いずれかの部分で差があるというような決定をしております。

現在の預託の金額の内訳、そういう積み上げたものがあるかということでございますけれども、現状、私どもの持っている資料の中では、先ほど育成牧場長がおっしゃるようなそういう積み上げというものは、正直言ってないところであります。どちらかというと民間取引の部分の相場を勘案しながら決定してきたということでございまして、そこに公事事業のような積算があるかと言われたら、今、私どもの資料では持っておりません。で

すので、民間の相場が、預託されている側と受け手側の双方の中間にいる方のマネジメントを含めて、そういった中で決定してきたものだと認識しております。

(何事か言う声あり)

○企画財政課長（齊藤正行君） 町有馬の委託料の積算ですけれども、基本的に違うのが、飼養のほかにトレッキングができるように調教するということも町有馬の管理委託の中の仕様の中に含まれていますので、それは道外からの預託馬とは違う部分であるというふうに認識しております。また、餌代、それから獣医師による診療費、それから削蹄、その部分を町で費用を負担するということもありますので、その部分についても預託の金額との差違があるということがあります。ただ、現状で設計の細かい積み上げがなされたということはありませんので、当時、当初において参考見積りを基に設計を組んだということがありますけれども、その細かい積み上げで決定したということはありませんので、委員ご指摘のとおり、町から発注の委託業務でありますので、そういった細かい積み上げをするよう再度確認をしながら、ただ、そういう預託馬の部分との違いはありますので、そういったしっかりした算定根拠を基に、今後、相場等も勘案しながらより適正な設計額の算定に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） おおむね理解しました。共同放牧されている引退馬の場合は月額5万5,000円、町有馬の預託料は5万9,400円、ここの差というのは、調教をするか否かということの差になるかと思います。もし違っていたらそれは指摘してください。

ここで、今後その基準をきちんと定めていきたいということでしたので、そのときにちょっと考えていただきなければいけないなと思うのは、厩舎飼いのほうが値段が高いという点です。これは北海道に預託するということで言うと、放牧のほうが高評価をされてもいいのではないかと思うわけです。もちろん厩舎飼いのほうが若干敷料の関係とか、日々お金も手間もかかるかもしれません、ここまで金額の差にはならないと思うのです。むしろ北海道の標茶の広い放牧地で管理しますよということの価値をしっかりと評価して、そういった料金体系にしていただきたい。これはお答えは要りません。

次の質問です。

行政による公権力の行使に対して不服がある者が行政機関に対して不服を申し立てる手続として、行政不服審査というものが存在します。行政の信頼性と町民の利益を守るために重要な組織であり、これは法にのっとって公正でなければならないと思います。

本町において、行政不服審査会の設置状況はどのようにになっているかということ、また、審査に当たり、処分庁と審査庁がそれぞれ別人格として独立性を保つといった基本的なことが守られているかどうか、それと実際に審査した事例がもしあって、そのことをお話しできるようでしたらお聞きしたい。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず、行政不服審査会なのですけれども、昨年2回やっております。それで、条例に基づいて外部審査員が4人いまして、担当は総務課でやっておりますけれども、総務課の案件であれば、それはそれで別人格として適正に公正に行っているものでございます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 実際に行政のその処分を行ったところが例えば総務課であったので、審査庁であるところの部分も総務課で兼ねるというのは、結局裁判において検察側と弁護側を同じところでやるというような、そういうことにはなりませんか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今のケースで言いますと、総務課は事務局機能を発揮して、書類の整理、あるいはそういった関係資料を委員会の皆さんに提示するという役割であります。その説明の際に、自己保身のような恣意的なものは入らないというのが総務課長の説明であります。今、委員のご指摘であれば、検察は委員会、委員さん、そこには外部委員が4名入っております。そういうことでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 実際、2件あったという審査がどういった経過で、どういった経緯を経て、どういった結論を得たかということは分からぬわけすけれども、ただ、そういう内部的な事情によって、あるいは実際に処分庁と審査庁が事務局を兼ねなければならぬ場合があるとして、百歩譲って、その審査会で事務局として例えば発言をするというようなことがあったとしたら、それは今、課長も副町長もお答えになったように、公平性、公正性が担保されているというところに多少疑義が生じてしまうのではないかと思うのですが、そういうことはありませんか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

私たちは、地方自治法と、それから地方公務員法、主にそこに基づいて仕事をしております。今、たまたま行政不服審査法の範疇なのですけれども、それについては、さっきも言った2つの法律を常に念頭に置きながらやっております。与えられた任務の中で自己保身に反するような事案が起きたときに、そこがどうなのだという疑念なのでしょうけれども、そこについてはしっかりと立場をわきまして、町民の利益に反するようなことがないような行動を取る職員であると考えております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） まさに本当にそういった矜持で仕事をしていただいているものと思います。ただ、仕組みとしては社会通念上、不自然だという部分がありますので、今後、こういった処分庁と審査庁が同一になってしまうような場合について何か対応を考えていきたいと思います。いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員からは不自然、あるいは何らかの間違いが存する可能性という指摘なのですが、法に基づき条例を制定し、その中では取扱窓口、処分庁というような言葉の中で整理をされている中で、こういった部分については特段の規定がございません。

それから、実務的な面で言いますと、どこがなるか分からない中でというところでいうと、では総務課に代わってサブのところを置くことが果たしていいのかどうか、置けるのであればそのほうがいいのかもしれないのですけれども、これだけ行政が複雑多様化する中で、いつ起こるか分からないサブの仕事をメインの総務課と同じ程度に習熟させるという作業を果たすことが果たしてどうかというの、今後検討しなければいけない課題だと考えております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） いずれにしても、この行政不服審査会というのは、町民の、住民の利益を守るために存在するものでありますから、今、副町長おっしゃられるように行政事務が繁雑化する中ではありますけれども、さらに公平・公正性を保つようにという国の法律を定めたときの趣旨にのっとって、今後、ダブルの部分がいっぱいあるかどうか分からないですけれども、そういうことについて、なるべく負担を減らしながらでもそういう立ち位置を維持できるような、そういう進め方をしていただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

行政不服審査会の機能、機構の在り方については、法の制度や何かについて再度点検をしながら、より適切な形というものを検討していきたいということです。これは先ほどの答弁の趣旨であります。ただ、繰り返しになりますけれども、私たち職員をまずは町民の皆さんに信じていただきたいというところは私の願いであります。

（「以上です。終了します。」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君）（発言席） 私は、2点の総括質疑を行いたいと思っております。

まず、1点目は、労働安全衛生に関する質問でございます。この前提条件としまして、当町におけるごみ受入れ施設、そのトイレについて9月の定例会で一般質問させていただきましたが、その続きと思って聞いていただきたい。

まず、このトイレの改善費用、昨年度行ったという答弁を伺っておりますので、改善費用はいくらぐらいかかったのかお伺いしたい。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えしたいと思います。

昨年度のクリーンセンターのトイレの改修費用ということでございますが、男女兼用になっている部分を個別独立型のトイレにするということで、トイレに鍵を設置しております。ですので、大がかりな工事はしていませんので、鍵の設置費用の部分を修繕費とし

て支払っておりますけれども、金額は調べないと今ちょっと明確に分かりませんが、数万円程度だと認識しております。

○委員長（本多耕平君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 今、数万円と言いましたか。数千円ですか。数万円。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） 正確な金額についてはちょっと調べるお時間をいただきたいと思いますが、記憶の中では数万円程度と認識しております。

○委員長（本多耕平君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） どういう鍵をつけたのか分からぬですけれども、私の見てきた限りで言いますと、パネルがありまして青い字と赤い字になっています。そして、スライドして使用中、そして使用していないという、そういう表示になっています。それが1点。それしかないのですよ。ドアの開閉するところにはシリンドラー錠がついています。まさかドアを開閉するに当たってシリンドラー錠も何もつけていないなんていうことはないから、それは前からあったものでしょう。それでは、せいぜいかかって手間賃その他で1万円もあれば間に合うような状態で、あなたたちは見事にごみの処理施設の計量棟のトイレを改善したと、こうおっしゃっています。確かに誰も知らないと、一生懸命やっているなと、こう思うわけですよ。

ところが、現場へ行ってみたらどうですか。たったこのぐらいの5、6センチのパネル、どのくらいありますかね、5センチの、10センチありますか、そんなパネルをスライドさせるだけのものをつけて、それで十分女性用トイレを改善していると、本町は立派なものであると、こんなような話ですよね。ばかも休み休みと、こう言いたいですよ。だけれども、ばかとかという言葉はよろしくないというから訂正しますけれどもね。

（「そのとおりだ」の声あり）

○委員（櫻井一隆君） セクハラとかパワハラとかなかなかうるさいですから、僕も勉強しているんですよ。だけれども、本音はそういうところなのです。よろしいですか。詭弁を弄さないで、もっと事実をちゃんと報告してくださいよ。そんなパネル1枚で、私はやりましたみたいな、そういう報告は要らない。

そして、本論に入っていきますけれども、労働安全衛生規則、これについてどのように把握しているかお伺いしたい。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えしたいと思います。

まず、昨年度のドアの改修の内容についてですが、委員ご指摘のあった、扉に使用中、使用中ではないという、スライド式のパネルを貼ったといったところはありますけれども、そもそもシリンドラー等、委員ご指摘があった扉自体が施錠できない状態でありました。そこは自由に中で使用していても、男性であれ女性であれ、まず入れる状態であったわけですね。その中へ入りますと、委員も中をご覧になってご承知かと思いますけれども、男性用の小便器が1つ、その奥に洋式便所があって、そこは施錠できます。

ただ、先ほど言ったように、労働衛生基準によると、施錠をきちんとしなければならない部分が、男女別でということで、そもそも入り口のところから施錠するという修理をさせていただいて、鉄扉ですので鍵がかかっているか開いているか分からぬものですから、鍵を直した上でその表示のものをつけたというのが去年の修理の内容でございますので、まずご説明させていただきたいと思っております。

あと、労働衛生基準の部分でございますが、こちらについては9月の定例会のときにも同様にお話しさせていただきましたけれども、原則としては、男性用、女性用のトイレを設けるというのが1つ。ただし従業員が少ない場合、10人以下とされておりますけれども、そういった場合によっては、きちんと施錠をかけて独立個室型ということであればそれは男女共用でも構いませんよといったところで、今回はクリーンセンターのトイレについてはそれを適用させていただいているといったところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 私もこの前も行ったり、今朝も行って写真を撮ってきたのですけれども、確かに施錠していなかった今まであの大きな男女共用のトイレがありましたよね、あそこに施錠はなかったのですか。あなたたちはそういう管理をしてきたのですか。

もう1つ言いますと、女性用トイレは、今は入り口のところでこのように赤とか青で表示しているけれども、シリンドラー錠もついていますから、そこでロックすればいい。だけれども、奥のほうは女性用トイレというか大便器用トイレ、そのところの施錠はないでしょう。今、ないですよ。見てごらん、ないですから。だから、入り口でロックできるから奥はしないのかなと。それが1つの個室になってしまったからそういうことかと、僕はこう考えてきました。

そして、大事なことは、本町として、昨日もお話ししました5ページの第3の「保健福祉の充実と生活安全の確保」という中でうたっているのです。「みんなで支えあう健やかなまち」との基本理念を踏まえ各種の福祉施策を開催してまいりましたが、社会保障を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、住み慣れた地域で安定した生活を営むことが難しくなりつつあります。」と、こうあるのです。住み慣れた地域で安定した生活を営むことが難しくなるということは、そういうことはないと、行政がちゃんとすれば何とかなるのですよ。そのいい例が、このトイレではないですか。

いいですか。労働安全衛生規則、これはちゃんと男性用と女性用を区別しなさいと。その基準は、トイレの数というところを見ますと、いいですか、男性用大便器については、60人を1つのくくりとして1個以上作ると。男性用小便器については、30人ごとに1個作りなさい。こういうことが述べられているのです。

女性についてはどうか。今、論点になっているのは女性ですからここが大事ですね。女性については、20人ごとを1くくりとして1個作ってくださいと。それも、中間を開けたような、上下開けたような、そういう個室、完全個室でないようなものは駄目ですと。完全個室、つまり四方をきっちり天井から床まで囲ったような個室型にして1個作りなさい

と、こういうことを述べているのです。ですから、20人いないからいいのだと、そういうことではないのです。作りなさいということですから、作ればいいのです。分かりますよね。簡単なことです。作ればいいのです。

そういうことが標茶町の町民の方々の暮らしをよくする一歩ではないのかと、私は思うのです。予算の関係が理由かもしれないけれども、そんなもの詭弁を弄しているにすぎないと。やればできると思います。温泉施設に16億2,000万円かけているわけですから、我が町はそのぐらいの力があるのです。やってください。どうですか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、現状の認識のところなのですけれども、委員、冷静に聞いていただきたいのですけれども、以前の答弁の中では、さっき住民課長が言ったように、一番手前にあるドアについては鍵がかかっていない、そういう状態だったので、労働安全衛生規則の例外規定を適用することで、まず法的な部分はクリアできるでしょうということで措置をさせていただいております。そこはご理解いただいていると思います。

9月の定例会については、場所の取り合い等々の問題でということで検討するというお答えをさせてもらったと記憶しているのですけれども、労働安全衛生規則の例外規定を適用するときの雇用10人というところが今現状どうなのか。確かに今、委託業者の方が入っている人数というのは10人に満たないと認識しておりますけれども、今現在、ほかの委託作業で入ってきている方が使用しているという事実も、さきの定例会の質問の中で委員から発言がありましたので、そういった実態も含めて人数あるいは便器等の数、それから形態について検討していきたいと9月にも答えさせていただいておりますし、それについては今現在も変わっておりません。

この先、もし町として、例えば労働安全衛生法であるとか労働安全衛生規則を遵守しないかなければならない事業主の立場として、そういった環境がつくられていないのであれば、それは改善、是正する必要があると思いますので、引き続きといいますか、この先に向けて、今、検討を進めようとしているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 私も調べてみて驚いたのですが、労働安全衛生法は罰則があるのです。どういう罰則かというと、第119条において、このように述べています。6ヶ月以下の懲役刑または50万円以下の罰金ですと、このようにうたわれているのです。やはり男尊女卑という言葉があるように、なかなか女性が疎んじられた以前の社会からどんどん変わっていて、女性進出の時代になってきて、さらに女性が日本を支える、地域を支える大事なメンバーになって活躍してもらっています。だから、それに伴って遅まきながらこういう生活における労働安全衛生法ということでうたわれて罰則まで作って、一生懸命やっていきましょうと、こういう趣旨だと思うのです。ですから、私は何も感情的になっているのではないです。真摯にちゃんと行政が町民に向き合って、私たち議員が言うことは

町民の人が言っているのだと、そういうふうに受け取って、こういう議会を執行していくいただきたいと、こう思うわけです。二元代表制というのは、そういうことなのです。

町民の声がないのではないかとよく言うけれども、お墓のトイレだって、そんな話は聞いていないと。あるいは、以前に私がお墓のところに水の施設をどうですかという話をしたときも、町民からそういうお話は聞いていませんと。あなたたちの耳に入っていないけれども、私たちの耳に入っているからお話ししているのです。町長、あきれたような顔をしないで聞いてください。敵対関係であるわけではないですから、それが町民の意見であり、私たちがその意見を代弁していると、そういうふうに受け取っていただきたい。よろしいですね。

ですから、なるべく来年度、前年度の反省に立って来年度に向けてということを委員長がおっしゃっていましたので、どうか来年度においてこれを形にしていただきたいと、こう思うわけです。そういうことでお約束していいですか。

○委員長（本多耕平君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 議員の皆さんのが々の意見というのも、町民からのいろんな意見、様々な意見をこの場でいろんな形で質問していただいている、意見としていただいているということについては十分理解をしておりますので、決してそれを軽んじているということではありませんので、ご理解いただきたいと思うのですが、決算委員会というのは次年度に向けての予算編成に向けての委員会でありますので、ただ、そういったことを来年すぐ間違なくやれるということは、ここでは予算編成もありますので何とも申し上げられませんが、先ほど副町長が言ったような内容で検討していきたいと理解しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） それでは、2つ目にまいりたいと思います。

これは同じように、最終ごみ処分場、その現状について。埋立地、建物の下の埋立てしている、ごみを置いてそれを土で被覆しているところに、皆様は最近行ったことはございますか。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） 行ったことはございます。昨年度は覆土工事させていただいておりますし、その後の経過等も、天候が荒れたときに多少、状況確認といったところでも現場を見ております。

○委員長（本多耕平君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 行ったことがあるという方、安心したのですけれども、今日現在の話をします。処分場を埋立てたところ、高さはいくらあるのですかね。あの土留めコンクリートの塀は20メートルもありますか。そこまでいっぱいにごみを埋めて、土砂で被覆されています。現状はそういうことです。ですから、もうここまで土砂が来ているからオーバーフローして雨が降るたびに水が流れ落ち、その雨が急に降るものですから、せっかく埋立てたところの横を走って流れ落ちているのです。土砂がえぐられて流れ落ち

る、その下にあった被覆したはずのごみも巻き上げられて流れ落ちている。そういうことを見てきましたか。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えします。

先ほど申し上げたように、令和5年度で、旧最終処分場の埋立地のお話かと思いますけれども、新たな新最終処分場が、今現在、稼働しておりますので、古いほうは閉鎖に向けて、昨年、覆土工事をさせていただいたというのが、まず1つ経過でございます。

その覆土工事の結果、委員ご指摘の、最終的に下流といいますか、そこのところからきちんと覆土し、閉鎖に向けてやるために土をかぶせなければなりませんので、その工事を昨年やっている状況でありますけれども、それ以前は、覆土する前は多少年数が経過して草木が生えていましたので、雨による土砂の流れというのは落ち着いてはいたのですが、閉鎖に向けてちょっとやっぱり表面、土をかぶせて経過していますから、多少その部分で土砂が流れやすくなっている状況というのは確認しております。これも下の調整池もございますけれども、そちらに土とかも入っていましたので、それは今年度撤去もしておりますし、ごみとかが流れないような形の措置は継続して確認しながら行っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時31分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） また繰り返しになりますけれども、昨年度、被覆したのですよ。昨年度の話です。今年度ではないです、来年度の話でもない。去年やったことがまずいと私は言っているのです。

付け加えるならば、今後どうするのだと言ったらまずいと言うから、令和6年度について話すなということですから。去年やった被覆土、これが流されてオーバーフローしている現状を把握して対処したほうがいいのではないか。来年度のことを言うなというのだったら、放つといてもいいのですよ。そういうことにならないから、これから冬に向かっていくわけで、工事するなら今のうちに対策打ったほうがいいから、私は老婆心ながら皆さんのが頭にたたき込むように、こうやって発言しているわけです。緊急性を要するのです。やってもやらなくても僕はいいのです。困るのは、恥をかくのは標茶町であり、行政長である町長ではないのかと。そういうことを申し上げているのです。あと、やるかやらないか、そんなことは執行者が考えればいい。来年のことを言うなと言うから、私、言いませんよ。

以上でございます。

(「答弁もらうよ、答弁」の声あり)

○委員（櫻井一隆君） 答弁してくれるの。

(「答弁してくれるよ」の声あり)

○委員長（本多耕平君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） 被覆、覆土の工事は昨年度実施しております、工事の部分については終了しております。

委員ご指摘のような、その後、大雨が降ったりして土砂が多少流れている部分は担当としても確認しておりますので、そこは継続的にそういうことがないように今後対処していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 思いやりの質問ありがとうございます。

処分場を何よりも周辺環境に悪い影響を与えないように管理するのが私どもの務めでありますので、現状をしっかりと確認しながらできる措置を取らせるようにしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） そうしたら、私は来年度のことは言いませんから、どうぞ考えてやってください。また、1つ方法としては、これは独り言を言いますけれども、来年度に向けてどうしたらいいのかというときの解決方法として考えるには、芝生などを張ったらいいのかと、こんなふうに独り言を言いまして終わりとさせていただきたい。

以上です。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） では、私が総括質疑5番目に登壇しますので、発言いたします。

育成牧場についての質問であります。

育成牧場の牧野施設使用料、5年度の決算では3億9,164万6,680円となっております。この金額は、令和4年の使用料4億5,889万4,230円より、かなり下回っております。この差は6,724万8,000円で、約15%の下落であります。収入減の理由は何かについてお尋ねします。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答え申し上げます。

牧野使用料の収入減についてですけれども、令和5年度につきましては、酪農業界の中で非常に不安定要素が高まった、先行きの見えない状況であったと思います。私が来る前、令和2年とか、その頃は本当に増産体制で、そこからコロナ禍が始まり消費量の低減、そしてウクライナ情勢による飼料価格の高騰、そういう中で生産調整のお話があつたりですか、非常に先行きが見えない中で、なかなか牛乳を搾れないような状況を想像させるような令和5年だったと思います。

そういう中で、本来であれば後継牛に向ける繁殖種、乳用種をつけるべきところを、少しでも個体販売に向けるために和牛をつけていたり、または、中にはそれほど多くはないということですけれども、国の自主淘汰事業を使ったり、そういう減産体制に向かうことに対応するように動いていたと思います。やはり育成牛自体の数も少なくなっていたという現状があると思います。

令和5年度の延べ頭数、年間ですけれども、74万4,830頭、こちらを日平均頭数に直しますと2,035頭になります。令和4年度につきましては86万6,465頭、こちらの日平均頭数としては2,373頭になります。差で340頭ほど牧場の利用頭数が減っていったという現状があります。

の中でも、令和4年度からサルモネラで非常に畜主の皆さんの信用を落としてしまったということもあり、度重なる入牧受入れ停止、そういうこともあって、哺育の利用者で民間に移られる方もいましたし、利用を取りやめるという方もいらっしゃいました。哺育の部分については、そういうような原因もやはりあったかと思います。

ちょっと今後の話もしてもいいですか。

○委員長（本多耕平君） 簡潔にね。

○育成牧場長（若松 務君） はい。

私どもの運営審議協議会という会がありまして、そこには利用者の皆さんも参加されるのですけれども、昨年暮れに生産調整が回避されるという話の中から、増産に向けた取組がされてきているという話、そして、その畜主の意思の決定の中から乳用種が生まれてくるのは10か月後ですから、この秋、8月、9月ぐらいから哺育牛、子が生まれてくるという情報をいただいております。そこで、少しずつだけれども、哺育の利用者も増えるのではないかというお話をいただいており、現状では哺育の利用件数が伸びてきているという部分もあります。

また、そこから6か月後、育成6か月以上の牛が入ってくるのはそこからですから、また春頃、育成牛の利用の件数も増えてくるのではないかという想像を今しながら、そこに向けた餌の準備ですか、そういうものを進めているところでありますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 具体的に2点再質問いたしますが、私、令和3年の決算のときにも同じような質問をここでいたしておりますが、その折には、磯分内に関係ある農家にお聞きしたところ、牧場ではこれ以上牛を収容できないから頭数制限をしているのだという話で、それはないだろと私はその農家さんと話をした経過があります。それが1点と、昨年は子牛サルモネラに悩まされた年ではなかつたかと思っていますが、このサルモネラ症が終息したのかどうかについて、これをお尋ねします。

○委員長（本多耕平君） 牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えいたします。

令和3年のときに頭数制限をさせていただいていたというお話は、確かにその当時は、一農家さんの利用枠を決めさせていただきて、施設に見合った形の、施設に上限という頭数がありまして、建設したときからの頭数なのですけれども、管理する上でやっぱり上限というのはどうしても決まってしまいます。入れる気になれば入れられるといつても、その後の管理ですとか、しっかりした授精状況とか、そういうものを担保するためには、やはり限度があると思います。そういう中で、なかなか多すぎた頭数を制限するために、当時、枠の設定ですか、あと退牧時も本来2か月前に帰っていただきたいというお願いをしているのですが、当時は妊娠をした段階で帰っていただきたいという、ちょっと無理なお願いをさせていただいたのも確かだと思います。現在はその制限というのはありませんし、一応利用枠という形ではあるのですけれども、皆さんその利用枠には到達していないという状況ですので、実質は今のところ制限はかかるではないという現状であります。また、ご相談いただいたときには、利用枠にかかわらず受け入れるところは受け入れているという状況であります。

あと、サルモネラに関してなのですけれども、令和4年、度重なる受入れ中止という措置をさせていただきながら、その時々でいろいろなやり方を試行錯誤していました。実際にうまくいかなかったこともあります。そういう中で、職員、知恵を出し合いながら、今、その対応のプログラムというのを作っていました、何か起きたときも一律に動けるような、そういうプログラムを持っています。今年に入ってからですが、入牧時の検査チェック、そして2週間しっかりハッチ飼いをしてストレスを与えないというところと、その2週間後にロボット牛舎に移って、群飼いになる前には必ず安全チェックをするという、そういう体制を作つてやっておりますし、今のところはですが、町内の発生もありませんから、うちのほうに入ってくる牛たちの当初の健康状態もいい状態を保っている、そういう状況であります。ですが、注意はいつもしているという状況でありますので、ご理解願います。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） また、もう一つお聞きしますが、7号牧区と8号牧区が未利用ということで、私はこの件を非常に心配している一人であります。現在も私が見た限りでは、入牧は春先にしていたのかどうか、今の段階では全然ないですね。この2牧区は、これからどのようにしようとしているのか、この点についてお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、7号、8号牧区ですが、放牧については、今、利用を中止させていただいております。

7号牧区につきましては、道営事業を使って採草地に転換できる部分の草地更新が完了いたしまして、実際に放牧できるエリアを考えますと、50頭ぐらいの放牧に耐えられる面積が今、残っているというところであります。基地からかなり離れている牧区であります。過去においては本当に若い育成牛を放していたところなのですけれども、それこそ私

も昔牧場にいたときに、7号、8号というのは沢地が走っています熊の通り道でもありますし、当時問題になっていたのは野犬とかの問題なんかもあります。人があまり近づかない場所でもありますので非常に不安な部分もありますが、例えば50頭ぐらいの放牧地が残っておりますので、これは私の中の今後の考え方ですけれども、急遽、例えばちょっと隔離しなければならないとか、そういうような状況が出たとき利用できるのではないかと、頭の中で思っているところはあります。ただ、ちょっと年数も経過しておりますので、今のところはすぐ使うとか、そういう考えはありません。

8号につきましては、総務経済委員会で現地を見ていただいたときにも、パドックの部分、放牧地を見る範囲でしたけれども、結構、かなり湿地というか、埋まるような土地でありますし、過去においては府県の妊娠牛を放牧していたと思います。そういう中で、事故もなかなかあったような場所であります。埋まってしまって出られなくなっているということもありましたし、かなり勾配の急な条件の悪い場所でもあると思います。そういう中で、現状としてはちょっと利用を差し控えさせていただいていると。放牧するとなれば、本当に大きな妊娠牛しか耐えられないのではないかなど。育成牛とか小さいやつは、ちょっとかわいそうな場所であるということをお伝えさせていただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 7号については一部道営草地が入っているということで、これを継続して、昔、私が知っている高島町長が多和に大きな1,000ヘクタールの育成牧場を作ったときは、私は驚いて、そんなことができるのかという時代から、今までずっと長く町のために、酪農家のためにこの育成牧場があるわけですが、これは創業した方々の精神からすると、7号の一部は使えるようになるというけれども、残った部分はもう一度、道営草地で改良を試みたほうがいいのではないかと思います。私は全部歩いたわけではありませんが、点と点を結んで、今、場長が話したことは理解できますけれども、もう一度機械を入れてお金をかけるなら十分放牧はできると思います。

私は時々、磯分内から弥栄へ抜ける道路で、こっちのほうは1号か2号だと思うのですけれども、牛はいつもいます。だけれども、萩野の地区の酪農家のあの辺は私はいつも通っていますので、今、大変優秀な農家が活躍してございますから、牧草がすばらしく、標茶でも一番いい草地を経営しているなど。弥栄線のほうには、はげ地が見られるぐらい草がございません。これはなるべく、7号、8号を全面的に活用するように考えてはどうか。この質問をして、お答えをいただいたら、これで終わります。

○委員長（本多耕平君） 育成場長・若松君。簡潔に。

○育成牧場長（若松 務君） はい。

お答えいたします。

7号については、採草地ということで向けていきたいと思っておりますし、残っている部分については今後検討させていただきます。

8号につきましては、更新自体がなかなか難しいというか、機械が入る部分についても検討の余地がある。ただ、条件の悪いところばかりでもないので、その辺については今後

利用できるものを利用しながら、放牧地として利用するかどうかというのはちょっとわかりませんけれども、採草地に転換できる部分は転換するとか、そういうようなことも考えていかなければいけないと認識しております。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 質問を終わります。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ございませんか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君）（発言席） では、2点お伺いしたいと思います。

1点目は公園についてなのですけれども、現在、各町内会に公園がありますけれども、その公園の一部の遊具が老朽化をしております。そして、使用禁止というようなテープ留めをされているのですけれども、そのテープ自体がもう切れて公園の中に散らばっているとかというような状況が見られております。これは子供たちが遊ぶことに関しては大変危険な状況だと思っておりますので、公園内の安全確保のために、これらの老朽化してここ1、2年使っていないというような遊具については、撤去をするべきなのか、改修するべきなのかというところを明確に示すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 遊具の関係ということで、私のほうからお答えいたします。

公園の遊具については、令和5年度から年に1回法令点検が必要だということで、専門の業者さんに見てもらっています。その結果、今まで気づかなかつた部分で危険だということで、町内の公園もそうですけれども、郊外の公園についても、公園にかかわらず町外の学校なども含めた遊具について、そういう使用禁止のものが見られるようになっています。それについては各管理者において、私ども建設課でしたら都市公園が担当なのですが、農村公園であったり、あとは学校の遊具になりますと、同じ役場の中でも管理者が違うため申し訳ないのですけれども、その中で予算づけして交換なり、あとは撤去を行っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 見るからに本当に触ったら危ないというような遊具もありますし、それがぶら下がってきていたりして、子供が下を走ったときに何か当たるのではないかというような場面も見受けられますので、ここについては早急に対応していただきたいと思っていますし、やはり子供たちが安心して遊べるような環境を整えていっていただきたい。

照明についても、以前にも1回質問したことがございますけれども、公園がとても暗く、夕方になると子供の声だけが聞こえるけれども、姿が見えないというような状況も前にはありましたので、そういう状況がないような、本当に安心して遊べるような状況の公園管理というものをしていただきたいと思っております。

今、言われました撤去すべきというような遊具については、確認というのか、ここが危ないというようなことが分かっていますでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えします。

点検結果を全部専門の業者さんからいただいているので、その中でこの遊具は使用禁止です、この遊具は大丈夫ですというような報告は受けている中で、点検した段階で、このまま使ったら危険だというものについて、点検業者さんのはうでテープを巻いて使用禁止にしております。令和5年度もそうですけれども、令和6年度においてもう点検をしており、その中の報告では昨年よりもやはり年数が経過すると傷んでくるものが多いと捉えておりますけれども、今後また今年の成果も見ながら、来年度以降、撤去などという要求をしていくことになっていくかと思いますので、ご理解願います。

また、先ほどの照明なのですけれども、以前、富士公園の照明についてご質問いたしましたのですけれども、実は昨年度、令和5年度に照明の地下ケーブルがどこかで断線してつかなくなってしまったということがございまして、それで夜間暗くならないように地上をはわせる方法で復旧しております。それについては令和6年度に、今年度なのですけれども、今度は地下をはわせないで、架空で回すような方法で照明灯を改修しておりますので、ご理解願います。

○委員長（本多耕平君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） いずれにしましても、やはり子供たちが遊ぶ場所ですので、絶対安全な場所であってほしいと思っておりますので、これも引き続き、点検、修理、まず撤去などがあれば、速やかに行っていただきたいなと思っております。

2つ目の質間に移ります。

これは、昨日の監査の中の文書のコメントの中にもあったのですけれども、水道の関係で「不明漏水の解決に向けて」という言葉が出ておりました。この不明漏水というのは、専門的なことなのかもしれませんけれども、不明という意味合いは、どこが漏水しているのか分からぬという意味なのか、何が原因で漏水しているのか分からぬという意味なのかというところで、これは町としてはどういうところで、漏水の不明ということに対しては考えているのかと思いますし、この漏水によって、今現在、町にどのような影響が起きているのかということも伺いたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君） お答えいたします。

まず、不明漏水の定義なのですけれども、配水池から水が出る量というのをデータで管理しております、実際にそれを住民の方が、メーター検針を通して、今月何トンというのを積み上げると、1か月にこれぐらい使っているよということが出ます。それを積み上げて12か月すると1年間の総配水量、出た水に対して使った水の量が出ます。その差額について、例えば1年間で100トンが出ていたのだけれども、使った水が90トンしか使っていないということになれば、その差額の10トン分が不明していると。では、その不明はどういうことが原因なのか考えられることとしましては、例えば水道の本管に何か損傷があって、そこから水が漏れている、あるいは各家庭のご自宅で例えば給水栓、家の中の

配水設備の中で何かしら損傷があって漏れているというものが不明漏水ということで、要は使った水と出た水の差額が不明漏水ということの定義があります。

あともう1つ、問題点といいましょうか、例えば水道水というのは、ご承知のとおりだと思うのですけれども、塩素を使って滅菌して水を流しています。不明漏水が多いということになりますと、損傷しているところから滅菌した水がどんどん流れてしまうということになり、余計なといいましょうか、本来、滅菌した水は、本当は不明漏水がなければきちんととした使われ方をするのですが、不明漏水があることで、例えば経費として塩素滅菌剤を購入していますけれども、実際にかかる経費より余計にかかってしまうということで、監査委員からもご指摘いただいておりまして、不明漏水の解決に向けて策を講じなさいというご指摘を受けております。

以前に、令和3年のときに実は同じ質問をいただいていまして、不明漏水の対策を町ではどういう対策をしているのかということでいきますと、今、平成30年のときに、市街地全域で大きな漏水調査をしまして、川上・開運地区がそういう漏水があるのでなかろうかという結果が出ております。順番に川上・開運地区の老朽管から管を取り替えていくことによって、そういった古い管で漏水している箇所を予防していくという方法で、今のところ実際にやっているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君）　鴻池君。

○委員（鴻池智子君）　この漏水に関しては、今まで何回も文章として出てきておりまし、その対応策としても本当にご苦労なさっていることは理解いたします。この件につきましても本当に大変な作業になってくると思いますけれども、漏水に関しても、やはり引き続きしっかりと取り組んでいっていただきたいと思っております。漏水ということは管がやっぱり古くなってきて起こるということも考えられるのだとは思うのですが、それも今、取り替えていろいろやってくださっているということですので、これは引き続き、来年度のときには少し漏水の量が少なくなっているとか、経費も少し少なくなっているというような状況になっていたければと思っております。

質問は以上です。

○委員長（本多耕平君）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君）　質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君）　討論はないものと認めます。

これより認定第1号から認定第8号まで認定8案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

認定8案は、いずれも認定すべきものと決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号まで、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（本多耕平君） 以上で本委員会に付託を受けました認定8案の審査は終了いたしました。

これをもって令和5年度標茶町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 0時08分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために  
ここに署名する。

委 員 長

本 多 耕 平